

西東京市第4次行財政改革大綱

～地域経営戦略プラン～



平成26年3月

西東京市

西東京市第4次行財政改革大綱の策定に当たって

平成26年は、西東京市にとって、平成35年度までを計画期間とする、第2次総合計画がスタートし、新たな10年のまちづくりがスタートする節目の年であります。

しかしながら、間近に到来を控える人口減少社会や、さらなる高齢化の進展などから、市の基幹収入である市税については、楽観視できない状況が続くことが予想され、また、これまで国や東京都から受けていた、合併に伴う特例的な財政支援措置も平成27年度には終了が見込まれています。

歳入・歳出の両面にわたり、これまで以上に厳しい行財政運営が求められるという意味でも、大きな転換点を迎えることとなります。

こうした状況においても、市民生活に必要なサービスを提供し、第2次総合計画が目指す、次なる10年に向けたまちづくりを実現していく必要があります。このため、総合計画と行財政改革大綱が、車の両輪の関係となり、これまで以上の連携の下、行財政運営の側面から計画の実現を支えていく必要があるとの考えにより、行財政改革大綱の策定予定を一年前倒しし、総合計画と同じく10年間を実施期間とする大綱の策定を目指しました。

本大綱の策定に当たっては、平成25年3月に、学識経験者及び公募市民からなる、西東京市行財政改革推進委員会に対し、西東京市行財政改革推進に当たっての基本方針について諮問しました。幅広い知見からの意見と活発な議論の末、平成25年10月には、これに対する答申をいただくとともに、市民説明会や、パブリックコメントを通じ、市民の皆様から、大変多くの貴重なご意見・ご提案が寄せられました。改めて、厚くお礼申し上げます。

これまで、行財政改革は、魅力あるまちづくりを進めるために、どのような自治体経営、地域経営が必要であるかという、中長期の展望に立った経営戦略の再構築であるとの考えから、行財政改革大綱を、「地域経営戦略プラン」としてきました。

自治体、地域を経営するという観点は、今後の行財政改革を進める上でも、最も基本的な理念の一つであり、本大綱により目指すべき将来像への道筋や、取組の基本方針において、従来以上に強くその位置づけを図ったところです。

今後は、本大綱に基づき、次世代にわたって持続可能で自立的な自治体経営を確立することを目指してまいりますので、市民の皆様をはじめとする関係各位の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年3月

西東京市長 丸山 浩一

目次

I	策定の趣旨	1
II	第3次行財政改革の検証	2
1	第3次行財政改革の成果と課題	2
	(1) これまでの取組方針	
	(2) 財政指標の達成状況	
	(3) 実施計画の取組状況	
	(4) 総括	
2	総合計画と行財政改革の連携	7
III	第4次行財政改革の基本的考え方	8
1	第4次行財政改革の位置づけ	8
2	行財政改革の視点	8
	(1) 財政の硬直化を踏まえた財政の健全化	
	(2) 行政需要の量的・質的拡大への対応	
	(3) 地方分権と地域性を重視した自治体経営	
3	目指すべき将来像への道筋	10
	～将来見通しを踏まえた持続可能で自立的な自治体経営の確立～	
4	基本方針	11
	基本方針Ⅰ 経営の発想に基づいた将来への備え	
	基本方針Ⅱ 選択と集中による適正な行政資源の配分	
	基本方針Ⅲ 効果的なサービス提供の仕組みづくり	
	基本方針Ⅳ 安定的な自主財源の確保	
IV	行財政改革の推進方法について	17
1	進行管理について	17
2	評価指標の設定について	18
3	今後10年間にわたる主要な実施項目について	20
V	アクションプラン	22
1	体系別取組一覧	22
	資料	26

I 策定の趣旨

西東京市では、平成 13 年 1 月の合併以来、三次にわたる行財政改革大綱を策定し、「市民サービスの維持・向上を実現できる持続可能で自立的な行財政運営の確立」を目指し、これまでも積極的に行財政改革を進めてきました。しかし、この間の世界的な金融不安や、社会構造の変化等の影響を受け社会保障関連経費の増加が続くなど、これまでの行財政改革の取り組みによってもなお、市財政の硬直化は一層深刻化しています。

そのようななか、西東京市は「西東京市基本構想・基本計画」に掲げた、これまでのまちづくりの理念を受け継ぎ、「第 2 次西東京市基本構想・基本計画」を策定し、平成 26 年度から西東京市のまちづくりは新たなステージを迎えることになります。「第 2 次西東京市基本構想・基本計画」に掲げられた理念に基づく「第 2 次総合計画」が目指す市の将来像の実現のためには、財源の確保が必要であり、新たなまちづくりの展開を図りつつ、市民生活に必要なサービスの提供を将来も維持、継続していくためには、持続可能で自立的な自治体経営を行うことが必要です。

こうした観点から、今後の行財政改革の取り組みについては、「第 2 次総合計画」の計画期間である平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間を実施期間として整合性を図り、健全な行財政運営の側面から支える「西東京市第 4 次行財政改革大綱」を一年前倒して新たに策定します。

◆改革の実施期間

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	
総合計画／基本構想			[実施期間]																				
総合計画／基本計画			前期基本計			見直し	後期基本計画																
第2次総合計画／基本構想													[実施期間]										
第2次総合計画／基本計画													前期基本計画		見直し	後期基本計画							
第1次行財政改革大綱	[実施期間]																						
第2次行財政改革大綱			見直し		[実施期間]																		
第3次行財政改革大綱								見直し		[実施期間]													
第4次行財政改革大綱／基本方針													前期基本方針		見直し	後期基本方針							
第4次行財政改革大綱／アクションプラン(実施項目)													毎年度見直し										

II 第3次行財政改革の検証

1 第3次行財政改革の成果と課題

今後の行財政改革の基本的な方向性を考えるためには、行財政改革の取組状況について総括を行い、残された課題を明らかにする必要があります。

そのため、財政指標の達成状況と実施計画の取組状況の2つの視点から、第3次行財政改革大綱における全体の取組状況を検証したうえで、その成果と課題について以下のように整理します。

(1) これまでの取組方針

西東京市では、第3次行財政改革大綱として、平成22年度に「地域経営戦略プラン2010」を策定し、取り組んできました。策定にあたって改革の方向性や留意すべき視点として、「財政基盤の縮小」、「行政需要の量的・質的拡大」、「本格的な地方分権*時代の到来」の3つに整理しています。

こうした中で、以下の3つの基本方針のもと、改革の実現に向けた推進項目を設定し、それに沿って、可能な限り数値化した目標を掲げながら、個別の実施項目の取り組みを行ってきました。

基本方針1：市の現状を見据えた自治体経営の適正化

(推進項目) 評価・検証に基づく行財政運営・予算編成手法の充実、ファシリティ・マネジメントに基づく公共施設の運用

基本方針2：歳出抑制と歳入確保の両面にわたる効率化

(推進項目) 行政内部の固定的な経常経費の削減、特別会計の健全化、受益者負担*の適正化、安定的な歳入構造の確立、新たな歳入項目の創出

基本方針3：効果的なサービス提供の仕組みづくり

(推進項目) 地域の多様な活動主体を活用したサービス提供、市民目線による事務改善・効率化、成果を重視した組織運営体制の整備、市の役割の高度化に備えた対応力の強化

また、財政構造の弾力性や健全性、中長期的な財政運営の安定性など財政面から総合的・継続的に判断するために、以下の5つの財政指標（2つのサブ指標を含む）を設定しています。

- ◇経常収支比率・・・・・・・・・・都内類似団体の最優良水準を目指す
 - ・人件費・物件費の経常収支比率・・・・・・・・・・都内類似団体の最優良水準を目指す
 - ・公債費の経常収支比率・・・・・・・・・・18.7%を超えない水準を目指す
 - ◇実質経常収支比率・・・・・・・・・・都内類似団体の平均水準を目指す
 - ◇基礎的財政収支（プライマリーバランス）・黒字化を継続する
 - ◇市債現在高倍率・・・・・・・・・・76.5%を超えない
 - ◇財政調整基金現在高倍率・・・・・・・・・・標準財政規模の10%程度を確保
- ※地域経営戦略プラン2010 中間の見直しによる平成26年度の目標値

(2) 財政指標の達成状況

5つの財政指標の達成状況をみると、財政構造の弾力性を表す経常収支比率*については、平成24年度末時点では、目標水準である都内類似団体*の平均水準を達成できず目標を下回っています。歳出面では「人件費*」は減少しているものの、「扶助費」、「公債費」、「物件費*」、「繰出金」が増加し、また、歳入面では「普通交付税*」や「地方特例交付金」が減少しています。このように財政の硬直化は進んでいる状況にあります。

今後も行政需要の増加、公共施設の改修や更新需要、特別会計*への繰出などが想定される中、第2次総合計画が目指す市の将来像の実現を支えるためには、経常収支比率・実質経常収支比率*を一定の範囲におさめ、新たな財源を確保することが必要であり、財政改善に向けて一層の行財政改革の取り組みが必要です。また、財政構造や中長期的財政運営の健全性を表す基礎的財政収支*（プライマリーバランス）、市債現在高倍率*、財政調整基金現在高比率*については、これまで比較的良好な値を維持していますが、財政調整基金*の多額の取り崩しにより収支の均衡を保っており、年度中の経費節減努力によって、年度末残高の回復が図られているところで、決して予断を許さない状況です。中長期的に財政運営の健全性を保つためには、引き続き、市債や基金の適正な管理を行い、目標水準を継続的に維持できるよう努めることが必要です。

地域経営戦略プラン2010 中間の見直しにおける評価指標の実績 (単位：%)				
指標名	22年度	23年度	24年度	目標水準
経常収支比率	87.2 (89.4) 【84.7】	90.8 (89.7) 【85.9】	91.8 (90.4) 【85.9】	平成24年度には都内類似団体の平均水準、平成26年度には都内類似団体の最良水準を目指す。
人件費・物件費の 経常収支比率	42.2 (41.9) 【35.9】	44.3 (42.0) 【36.8】	43.3 (41.5) 【36.6】	平成24年度には都内類似団体の平均水準、平成26年度には都内類似団体の最良水準を目指す。
公債費の 経常収支比率			16.0 (11.4) 【8.1】	平成26年度には18.7%を超えない水準を目指す。
実質経常収支比率	97.3 (97.4) 【93.2】	99.1 (97.3) 【92.5】	99.6 (96.9) 【94.1】	平成24年度には基金を取崩す必要のない水準(100%以下)、平成26年度には都内類似団体の平均水準を目指す。
基礎的財政収支	黒字	黒字	黒字	毎年度の黒字継続を目指す。
市債現在高倍率	109.5	97.6	88.8	平成26年度までに76.5%を超えない水準を目指す。(※実施計画上の財政フレームによる推計値を目標とする。)
財政調整基金 現在高倍率	11.1	10.5	10.2	平成26年度までに、標準財政規模の10%程度を確保することを目指す。
※ () 数値は都内類似団体平均値、【 】数値は都内類似団体最良値				

(3) 実施計画の取組状況

地域経営戦略プラン2010の実施計画として、51の実施項目を定めて、平成22年度から取り組んできました。

重点課題への取り組みをはじめ、51の実施項目のうち、49項目については順調に推進できている、または一定の取り組みが進んでおり、財政効果を生みだしています。

平成24年度までの取り組み状況と主な成果は以下のとおりです。

地域経営戦略プラン2010中間の見直し（平成24年度実施計画の取組状況一覧）						
<取組状況>						
A：順調に推進できている B：一定の取り組みが進んでいるが課題もある C：取組状況に課題があり改善が必要である						
推進項目	項目番号	実施項目	担当課	取組状況		
				H24	H23	H22
I 自治の 体現 経営を の見 据え た 適正 化	(1) 評価・検証に基づく行財政運営・予算編成手法の充実	1 施策評価制度の効果的運用【重点】	企画政策課	A	B	A
		2 事務事業評価制度の実施	企画政策課	A	A	A
		3 予算制度改革	財政課	A	A	A
	(2) ファシリティ・マネジメントに基づく公共施設の運用	4 公共施設の適正配置・有効活用【重点】	企画政策課・管財課・関係各課	A	A	A
		5 学校施設の適正配置	教育企画課	A	A	B
		6 菅平少年自然の家の見直し	企画政策課・管財課	B	A	A
		7 市営住宅の見直し	都市計画課	B	B	B
II 歳出抑制と歳入確保の両面にわたる効率化	(1) 行政内部の固定的な経常経費の削減	8-1 人件費の抑制【重点】(8-1：定員適正化)	企画政策課	A	A	A
		8-2 人件費の抑制【重点】(8-2：時間外勤務の縮減)	職員課・関係各課	B	B	B
		9 公共施設維持管理コストの削減	企画政策課・関係各課	A	A	A
		10 投開票事務の見直し	選挙管理委員会事務局	A	A	A
		11 情報システムの効率的な運用	情報推進課	A	A	A
		12 契約・入札制度の改善	契約課	A	A	C
		13 省エネルギー対策の推進	管財課・環境保全課・関係各課	A	A	A
	(2) 特別会計の健全化	14 国民健康保険特別会計の健全化【重点】	保険年金課	B	B	C
		15 下水道特別会計の健全化【重点】	下水道課	B	B	B
	(3) 受益者負担の適正化	16 使用料・手数料の適正化	企画政策課・関係各課	A	A	A
		17 施設使用料の定期的な検証	文化振興課・スポーツ振興課・環境保全課・道路管理課・社会教育課	A	A	A
		18-1 公共施設駐車場使用料の適正化	企画政策課・管財課・関係各課	A	A	A
		18-2 公共施設財産貸付料収入【新規】	企画政策課・管財課・関係各課	A		
		19 保育料・学童クラブ育成料の見直し	保育課・児童青少年課	A	A	A
20 サービスの利用者負担の適正化(健康診査関連・高齢者福祉サービス)		健康課・高齢者支援課	A	A	A	
21 私道整備における受益者負担の適正化	道路建設課	C	C	C		

推進項目		項目番号	実施項目	担当課	取組状況			
					H24	H23	H22	
Ⅱ 両面にわたる効率的な歳入確保の	(4) 安定的な歳入構造の確立	22	徴収体制強化の検討【重点】	納税課・関係各課	A	A	B	
		23	市税等徴収率の向上（23-1：市税、23-2：国民健康保険料、23-3：介護保険料、23-4：保育料、23-5：学童クラブ育成料）	納税課・保険年金課・高齢者支援課・保育課・児童青少年課	A	A	B	
	(5) 新たな歳入項目の創出	24	有料広告掲載の検討	企画政策課・関係各課	A	A	A	
		25	未利用市有地の処分	管財課	A	A	A	
		26	未利用市有地の有効活用	管財課	B	B	A	
		27	法定外公共物の適正な管理・処分	管財課・道路管理課・下水道課	A	A	B	
	Ⅲ 効果的なサービス提供の仕組みづくり	(1) 地域の多様な活動主体を活用したサービス提供	28	事務委託化等の推進【重点】	企画政策課・関係各課	C	C	B
29			指定管理者制度の効果的活用	企画政策課・障害福祉課・文化振興課・スポーツ振興課・道路管理課	A	A	A	
30			財政支援団体の見直し（社会福祉協議会）	生活福祉課	B	B	B	
31			財政支援団体の見直し（シハ-人材センター）	生活福祉課	B	B	B	
32			保育園の民間委託	保育課	A	B	B	
33			児童館・学童クラブの民間委託	児童青少年課	B	A	A	
34			公民館の運営体制の見直し	公民館	A	A	B	
35			図書館の運営体制の見直し	図書館	B	A	A	
36			協働の促進に向けた環境整備	協働コミュニティ課	A	A	B	
37			地域コミュニティとの連携のあり方の検討	協働コミュニティ課	A	A	B	
(2) 市民目線による事務改善・効率化		38	証明書等発行事務の利便性向上	市民課	A	A	A	
		39	はなバス事業の見直し	都市計画課	B	B	B	
		40	市民の声の庁内共有と活用の推進	秘書広報課	B	B	B	
		41	市民意識調査の実施	企画政策課	A	A	A	
		42	市民参加制度の充実	企画政策課・秘書広報課	B	B	B	
(3) 成果を重視した組織運営体制の整備		43	継続的な組織再編の検討	企画政策課	A	A	A	
		44	成果を重視した人事考課制度の運用	職員課	B	B	C	
		45	職員の能力の有効活用	職員課	B	B	B	
(4) 市の役割の高度化に備えた対応力の強化		46	職員研修・能力開発支援の推進	職員課	A	A	A	
		47	市の役割拡大に対応した職員の能力開発	職員課	A	A	A	
		48-1	地方分権改革への対応	企画政策課	A	A	A	
		48-2	建築行政事務の検討【新規】	企画政策課	A			
各年度取組状況		A：順調に推進できている		B：一定の取り組みが進んでいるが課題もある		C：取組状況に課題があり改善が必要である		
平成24年度取組状況		34		15		2		
平成23年度取組状況		33		14		2		
平成22年度取組状況		27		18		3		

① 評価・検証に基づく行財政運営・予算編成手法の充実

事務事業評価*と、施策評価*を実施し、評価に基づく改善のプロセスが一定程度定着するとともに、その評価結果と予算編成の連携を図りました。

② ファシリティ・マネジメント*に基づく公共施設の運用

公共施設の適正配置・有効活用について、総合的・長期的な視点から、市有財産である公共施設等の適正配置・有効活用を戦略的に行うため、「公共施設の適正配置等に関する基本計画」を策定しました。

また、これに先行するファストプランにおける成果として、老朽化していた市民集会所、青少年教育施設を廃止したのに加え、障害者総合支援センターの完成に伴い、関係する各種施設の整理を行いました。一方、新たな行政需要への対応として、保育園や学童クラブを新設するなどの対応を図りました。

そのほかにも、児童センターの市民交流施設への転用や、単学級化が進む小規模校の教育環境の確保を目的とした学校施設の統廃合の検討など、適正配置に向けた取り組みを積極的に進めています。

③ 行政内部の固定的な経常経費の削減

定員適正化計画*に基づく職員定数の削減などによる人件費の抑制や施設維持管理コストの削減、投票区域の見直しなどによる行政内部の経常的な経費の削減を図りました。

④ 特別会計の健全化

国民健康保険料や下水道使用料についても、適時見直しを進めています。

しかしながら、税による補填を意味する一般会計*からの基準外繰出金*は依然として多額となっており、これらは引き続き、改善に向けた計画や取り組みが必要です。

⑤ 安定的な歳入構造の確立

個人市民税や保険料等については、徴収率の向上を目指して徴収体制の強化に取り組み、そのひとつである債権回収対策担当との連携により困難案件等の解決を図るなど、具体的な成果を出しています。

⑥ 地域の多様な活動主体を活用したサービス提供

公的サービスの担い手が多様化する中、文化施設やスポーツ施設等の指定管理者による運営、保育園や学童クラブなどの民間委託の推進、図書館、公民館の運営体制の見直しなど、定型的・専門的業務や施設運営業務等を中心に、民間事業者への業務委託や指定管理者制度*の導入などを進め、経費削減やサービスの向上を図りました。

民間活力の活用は、今後ますます重要性を増すものと考えており、行政サービスの提供主体の多様化に向け、市の業務を民間等が担うことのメリット・デ

メリットや留意点などを整理したうえで、全庁的な視点から取り組むことが必要です。

(4) 総括

これまで述べてきたように、第3次行財政改革大綱の取り組みについては、概ね計画どおりに進んでいます。社会経済情勢の変化や過去の起債、それにより整備した施設の維持管理などによる、扶助費、公債費、物件費などの増加が、行財政改革大綱の取り組みの進捗を上回る速度で進み、財政全体の硬直化を招いています。

今後も少子高齢化や地方分権など行政需要が拡大するのに伴い、財政の硬直化がさらに進むことが予想されます。このため、既存の取り組みについて、持続可能な行財政運営の確立に向けた改善を図ることはもとより、第2次総合計画との連携など新たな視点を加えるとともに、財源の確保に向けた取り組みを積極的に進めるため、新たな行財政改革大綱を策定し、積極的に取り組みます。

2 総合計画と行財政改革の連携

第2次総合計画の基本計画において、行財政改革を健全な自治体経営の柱であると位置づけており、第2次総合計画の実行性は、行財政改革の推進により確保されるとしています。

今後の行財政改革が担うべき最も大きな役割は、「総合計画を健全な行財政運営の側面から支える」ということです。そのために、総合計画と行財政改革は車の両輪であるという認識に立ち、刻一刻と変化する社会経済環境や市民ニーズを的確に捉え、時代に即した取り組みを柔軟に展開することで、将来にわたって持続可能で自立的な自治体経営を確立させる必要があります。

そのためにも、総合計画との期間的な整合性を図ることで、10年先を見据えた取り組みを展開しつつ、その時々直面する状況の変化に応じて、必要性の低くなった事業については縮小・統廃合に向けた見直しを行い、重点的に取り組むべき施策や事業には、優先的に予算や人員といった行政資源を配分するといった「選択」と「集中」を進めることが必要です。

Ⅲ 第4次行財政改革の基本的考え方

1 第4次行財政改革の位置づけ

本大綱の策定に先立ち、これまでの行財政改革の取り組み成果や課題の検証、将来の見通しなどを踏まえた今後の行財政改革の基本方針について、平成25年3月に西東京市行財政改革推進委員会に対して諮問し、7回の審議を重ね、同年10月に答申が示されました。

本大綱は、この答申を受けて、本市における第4次行財政改革の取組方針として、この方針を具体化するためアクションプランの検討を行い、所要の市民参加*手続きを経たのち、市長を本部長とする市内の西東京市行財政改革推進本部において決定したものです。

2 行財政改革の視点

今後の行財政改革の基本的な方向性を考えるためには、これまでの行財政改革の取組状況の総括を踏まえ、残された課題が何であったのか、今後の取り組みを進める上で留意すべき視点は何かを明らかにする必要があります。

ここでは、近年の社会経済情勢の変化、将来的な人口全体の減少なども踏まえながら、第4次行財政改革を進めるに当たって留意すべき視点を以下のように整理します。

(1) 硬直化傾向を踏まえた財政の健全化

これまで西東京市では、合併に伴う国や東京都からの特例的な財政支援により、公共施設の整備・改修や交通網の整備など、まちづくりに取り組んできましたが、こうした財政支援措置は、平成27年度で終了します。

市の基幹収入である個人市民税に目を向けると、企業業績や雇用環境は回復の兆しが見えてきたものの、団塊の世代の高齢化による労働力人口の割合の減少などにより、市税を取り巻く環境は楽観視できません。

一方、社会経済情勢の変化に伴う生活保護費の増加や高齢化の進展などにより、社会保障関連経費は、増加の一途を辿っています。平成24年度決算では、財政構造の弾力性を表す経常収支比率91.8%と前年度に比べて1ポイント悪化するなど、財政構造の硬直化がさらに進んでいます。

本市の人口は、将来推計によると平成27年度までは増加を見込んでいますが、その後、減少に転じるとともに、ますます高齢化が進行するなど行政運営上の大きな転換期が予測されることから、これまで以上に財政のスリム化・効率化を図るとともに、計画的で適正な行政サービスを検討し、健全で持続可能な自治体経営を目指す必要があります。

(2) 行政需要の量的・質的拡大への対応

現在の本市の人口は約 19 万 8 千人であり、合併時と比べて 1 万 8 千人程度増加しているものの、市の基幹収入である個人市民税は景気の影響を受けやすく、不安定な構造にあります。こうした中、多様化する行政ニーズや新たな課題などに対応することにより、各種の行政サービスは拡大しています。

厳しい雇用情勢を背景にした生活保護費の増加のみならず、ライフスタイルの多様化等に伴う保育園待機児童対策をはじめとする各種子育て支援ニーズの拡大、更には介護保険特別会計や後期高齢者医療特別会計への一般会計からの繰出金の増加など、福祉、子育て、保健、医療などの社会保障関係費は、西東京市誕生以来一貫して右肩上がりの傾向が続いており、市財政の硬直化を招く要因となっています。

加えて、本市の特徴的な傾向の一つに、物件費の増加ということが挙げられます。これは、これまでに合併特例債を活用し整備した施設の維持管理等に要する経費が増加していることに起因しており、公共施設の適正配置・有効活用について、早急な取り組みが必要です。平成 23 年度には、「公共施設の適正配置等に関する基本計画」を策定し、老朽化した施設等の改修や更新需要への対応、量的・質的な適正化、維持管理コストの適正化といった視点から、施設分野ごとの見直しの方向性について検討を進めてきたところであり、こうした検討結果を着実に実行する必要があります。

(3) 地方分権と地域性を重視した自治体経営

国から地方への事務権限の移譲は徐々に進められており、各自治体はそれぞれの地域特性に応じ、自らの責任と判断でその任務を遂行し、住民の負託に応じていかなければなりません。

そのためには、市の役割の高度化に対応できる職員の育成や、組織運営体制の整備を図る必要があります。

一方で、地域の公益的な課題は多岐にわたっていることから、その全てを行政だけで対応することは難しくなっています。

今後は、地域活動を担う市民や自治会・町内会、NPO*や市民活動団体などと協力しながら、それぞれの役割、地域の主体性、独自性が発揮できる仕組みづくりを進める必要があります。

更には、均一的な公共サービスを幅広く提供するという従来の発想からの転換も必要となります。

3 目指すべき将来像への道筋

～将来見通しを踏まえた持続可能で自立的な自治体経営の確立～

以上の改革の視点も踏まえ、本市の目指すべき将来像を一言で表すと、「将来見通しを踏まえた持続可能で自立的な自治体経営の確立」と言うことができます。

西東京市が誕生して以来、不断のものとして進めてきた行財政改革の取り組みに求められる役割は、「行財政運営の自立性・持続可能性を確立し、必要とされるサービスを確実に提供できる体制を整える」ことであり、これからもその役割は大きく変わるものではありません。このような認識の下、第4次行財政改革大綱では、第3次行財政改革大綱において、市の目指す将来像として掲げた「市民サービスの維持・向上を実現できる持続可能で自立的な行財政運営の確立」を、基本的に踏襲します。

さらに、第2次総合計画の実行性を確保するという、第4次行財政改革大綱の重要な役割を踏まえると、こうした自立性・持続可能性は、将来にわたって担保されるものでなくてはならず、現在ある課題に対処する「対症療法的」な改革のみならず、将来において予見される課題にも適切に対処する、「予防保全的」な改革である必要もあります。

このため、第4次行財政改革大綱が進めるべき方向性は、これまでの取り組みを評価し、継承し、発展させ、従来目指すべき将来像に、「将来を見通す」ということと、将来を見通したうえで必要となる「経営」の視点を加え、新たな目指すべき将来像を掲げるものとします。

この達成に向けて、今後10年間の行財政改革の取り組みを行う際に立脚すべき基本方針として、次の4つの視点を設定します。

基本方針Ⅰ 経営の発想に基づいた将来への備え

基本方針Ⅱ 選択と集中による適正な行政資源の配分

基本方針Ⅲ 効果的なサービス提供の仕組みづくり

基本方針Ⅳ 安定的な自主財源の確保

この際、第4次行財政改革大綱は、第3次行財政改革大綱を包含するということの基本とし、第3次行財政改革大綱で設定した実施計画の各項目の達成状況を検証したうえで、継続すべきものや新規に盛り込むべきものなどを判断し、上記の基本方針に沿った具体的な改革のアクションプランを策定します。

4 基本方針

基本方針Ⅰ 経営の発想に基づいた将来への備え

<取り組みの意義>

国内の景気は持ち直しの兆しが見られてきたものの、社会保障関連経費の増加などにより、財政の硬直化に歯止めがかからない状況であることは前述のとおりです。

今後、人口全体の減少や高齢化社会を迎えるにあたり、中長期的な視点から、過度な将来負担が生じることのない行財政運営を行い、第2次総合計画が目指すまちづくりの実現と、将来にわたって持続可能で自立した自治体経営ができるような取り組みを推進します。

推進項目（1）評価・検証に基づく効果的・効率的な行財政運営と予算編成手法の充実

将来にわたって持続可能で自立した自治体経営を実現するためには、総合計画と行財政改革が両輪となって、市民ニーズや社会動向、環境の変化に的確に対応する必要があります。必要性の低くなった事業については縮小・統廃合に向けた見直しを行い、社会的要請や市民生活にとって重要度が高い施策分野に重点的に人員や予算を配分できるよう、これまで取り組んできた事務事業評価と施策評価からなる行政評価*を効果的に運用し、予算編成と連携させ、歳出の抑制・削減や必要な財源の確保を図っていくことが重要です。

評価・検証に基づく行財政運営については、施策評価と事務事業評価とを組み合わせ、行政評価の手法が導入されており、とりわけ、個別の事務の見直し、効率化を図るものである事務事業評価については、予算編成との連携、財源の確保において、今後さらにその重要性が増すものと考えています。

これまでの行政評価の取組成果を検証し、さらに効果的な評価手法を確立するとともに、評価結果と予算編成及び事業改善の手法との連携についても従来以上のものを目指します。

推進項目（2）公共施設等の量的・質的適正化及び維持管理コストの適正化

西東京市の最大の課題でもある公共施設の適正配置・有効活用については、第3次行財政改革大綱の取組成果として、「公共施設の適正配置等に関する基本計画」を策定したところです。改修や更新需要への対応、量的・質的な適正化、維持管理コストの適正化といった視点から、各施設の役割や横断的な課題を検証した上、市全体の地域バランスも考慮しながら、統廃合を含む適正配置や、維持管理経費の削減など、本格的な実施段階へ取り組みを進めます。

推進項目（3）受益者負担の適正化

財源を、安易に市民負担に求めるべきでないのは当然ですが、市民負担の公平性や効率的な事務事業の遂行という観点からは、特定の範囲の市民を対象とするサービスについては、その受益の程度やサービスの特性に応じて対象者に適正な負担のあり方について検討し、適正化を進める必要があります。

これまでも、各種使用料・手数料等については、サービス提供に係るコストを原価計算により明らかにしたうえで、市民に求めるべき負担割合について、他自治体の状況等を勘案しながら、適切な見直しを図ってきたところです。負担の見直しに当たっては、その適切性を担保する観点から、原価計算の重要性を再確認し、その正確さを追究していきます。

また、これまで市民負担を得ていないサービス提供についても、現状に対する検証や、他自治体等の状況を見極め、必要に応じて負担を求めることを検討します。

推進項目（4）特別会計の健全化

特別会計では、原則として独立採算制*を適用し、各会計内で収支の均衡を図ることとしています。本市の特徴として、国民健康保険特別会計*や下水道事業特別会計*において、一般会計からの基準外繰出金が多額に上っています。これまでも、中長期的な改善計画や、それに基づく取り組みにより健全化を進めることが重要との認識のもと、重点課題として取り組みを進めてきましたが、いまだ道半ばにあると言えます。

国民健康保険特別会計への一般会計からの繰出については、被保険者への支援という政策的側面もあることから、完全な独立採算を実現することは困難ですが、政策的に支援すべき水準を見定め、計画的な保険料率の改定等の受益者負担の適正化を行い、さらに中長期的な取り組みとして、市民の健康づくりの取り組みを推進することで、医療費の適正化に繋げる視点も必要です。

また、下水道事業特別会計については、適正化に向けて、使用料改定等の取り組みなど計画的に進めてきたところですが、近隣自治体と比較すると経費回収率及び使用料単価が依然として低いことから、引き続き努力が必要です。

その他、高齢者の医療保険制度や介護保険制度についても、健全な制度運営が図られるよう取り組みを引き続き推進します。

基本方針Ⅱ 選択と集中による適正な行政資源の配分

<取り組みの意義>

これまでも、行政内部の経常的な管理コストとして人件費や施設維持管理費などの削減と行政評価等による事業の見直しで、財源の確保を図ってきましたが、今後はこうした取り組みにより捻出した資源を、重点化すべき施策や事業へ資源

配分する「選択と集中」を実現することが必要です。また、限りある行政資源を適正な行政サービス水準で配分し、社会保障関連経費など拡大し続ける行政需要に的確に対応していくことも必要です。

推進項目（1）行政運営内部の固定的な経費の削減

行政運営の効率化を進めるためには市民の理解と協力を得ることが不可欠ですが、そのためには、時間外勤務手当の縮減や省エネ対策の推進など、行政内部の経常的な管理コストの削減について、徹底的な取り組みを行うことが大前提となります。

今後とも、あらゆる内部的な事務事業について、不断の改革を進めていきます。

また、これまでは内部管理コストの削減において特に重要な位置を占めるものとして、職員定数管理の適正化を進めてきており、これまで、三次にわたる定員適正化計画を策定し、これに基づく人件費の抑制を図ってきました。今後ともこうした抑制を図っていくことが重要ですが、それは各事務事業の適正化に向けた見直しと連動する形で行われることが必要であり、全体的な行財政改革を進める中で、行政運営に必要な人材を確保しつつ、適正な人員管理を進めていきます。

推進項目（2）補助金、負担金等の適正化と財政支援団体の見直し

補助金、負担金等については、これまでも事務事業評価等により見直しを図ってきましたが、その事業の目的や対象、補助率や実施効果等について定期的に検証することが必要です。行政ニーズが変化し続ける中、事業目的に対し期待される効果が得られにくくなっているものについては、より効果が高いものに変えていくなど絶えず見直しを図っていきます。

また、財政支援団体や一部事務組合など、市と関係の深い団体などについても、団体の目的や採算性、経営状況を把握し、事務の効率化、人員の適正化など経営改善を求め、出来る限り自立的な経営を実現させ、市からの財政支出を抑制することを目指します。

推進項目（3）行政評価等による重点施策、事業の見極めと資源の重点配分

評価・検証に基づく行財政運営を目指すうえで、行政評価制度のさらなる活用を進めるということは、前述したとおりですが、今後こうした取り組みにより捻出した資源を、重点化すべき施策や事業へ資源配分し、いかにして予算や人員を効果的・効率的に活用するかが重要であり、「選択と集中」を実現することが必要です。このため、重点化すべき施策を明らかにする施策評価と、取り組むべき課題への人的配分を決定付ける定員管理については、選択と集中を実現するための最大のツールとして、活用を図ります。

また、限りある行政資源を適正な行政サービス水準で配分し、拡大し続ける行

政需要に的確に対応していくことも必要であり、第2次総合計画における実施計画等との連携により、時機を捉えた的確な対応を目指します。

基本方針Ⅲ 効果的なサービス提供の仕組みづくり

<取り組みの意義>

地方分権の流れが進む中、市民が求める行政サービスを実現するために、サービスの提供者である自治体の政策立案機能の強化とともに、よりニーズに即したサービスを展開できる主体とのさらなる連携が必要です。これまでも、民間活力の活用や、市民との協働*、新たな課題へ対処するための組織運営体制の整備、こうした組織を支える人材の育成などに取り組んできましたが、今後とも、市の将来を見据え、最も適した実施主体による効果的・効率的なサービス提供ができる仕組みづくりに一層取り組みます。

推進項目（1）地域の多様な活動主体との連携と協働によるサービスの提供

地域社会は、価値観の多様化や少子高齢化などにより環境が大きく変化しており、これまでの画一的な公共サービスだけでは、多様化する市民ニーズに応えることが難しくなっています。こうした地域課題の解決には、市民やボランティア、市民活動団体、NPO、企業、大学など、地域活動を担う組織や団体との連携を推進します。

様々な地域の活動主体と行政とが連携し協働することにより、行政だけでは目配りできない地域課題の解決につながることを期待できます。特に、市民の日常生活と関わりが深い分野では、積極的に地域住民やNPO等の意欲や能力が発揮することができる仕組みづくりが必要です。

推進項目（2）民間活力の活用促進

現在、行政に代わる公的サービスの担い手がさまざまな分野で活躍しています。行政が直接提供する手法ではなしえなかった、質の高いサービスを、効率的かつ効果的に提供することが可能となるなど、行政にとって今や欠くことのできない存在であり、事務の委託等民間活力の活用はこれまで以上に推進が必要です。

その際、費用対効果やサービスの特性に応じて、最も適した実施主体やサービス提供方法を選ぶことのできる仕組みを検討する必要があります。

また、委託等により外部の組織や団体が行政サービスの実施者となる場合であっても、その最終的な責任は引き続き市が担うものであることから、サービスの品質確保について、実施者と調整を図りつつ、モニタリング*等により、適正に管理監督していくことが大前提となります。

推進項目（3）市の役割の高度化に対応した組織力の強化

地方分権の進展により、基礎自治体への権限移譲やそれに対応するための地方税財源の確保など、市の役割の高度化に対応できる組織体制の検討が必要です。

また、第2次総合計画の実行性を確保できるような組織体制の整備も重要であり、組織再編の検討にあたっては、将来にわたって対応可能な組織の姿というものを熟慮したうえで、検討を進めます。

推進項目（4）成果を重視した組織運営体制の整備と人材育成の充実

こうした組織運営体制を支えるには人材を育てることが重要です。地方分権の進展などを背景とした市の役割の高度化、地域との協働、新たな行政需要や市民ニーズへの対応などを踏まえて求められる新たな職員像を明確に示し、各分野における政策立案能力や、専門性を発揮し、課題に対して的確かつ主体的に対応する職員の育成が必要です。

こうした職員の能力開発は、一朝一夕になしえるものではなく、組織として、必要とされる能力開発の機会を適切に付与し、個の力を高め、ひいては組織全体の力を高めていくような環境整備を進めていきます。

基本方針Ⅳ 安定的な自主財源の確保

<取り組みの意義>

行財政改革の取り組みにおいては、求められる市民サービスを提供するために、自治体経営における自立性と持続可能性の確保が重要であるということはこれまでに述べたとおりです。このような認識に立った場合、国や都からの財源の確保に向けて努力する一方、財政支援などに過度に依存することなく、必要な財源を自ら確保し、機動的かつ柔軟な対応を図ることのできる体制を整えることが重要です。

これまでも、安定的な歳入構造の確立として、徴収体制の強化や、新たな歳入の創出に取り組んできたところですが、従来以上に歳入面に着目した取り組みを強化することとし、自立性・持続可能性を高めることを目指すこととします。

推進項目（1）徴収体制の強化、徴収率の向上につながる取り組みの推進

歳入の面では、個人市民税や国民健康保険料、介護保険料など、市が有する債権の徴収率の向上などにより、安定的な歳入構造を確立することが重要です。

この点では、関係部署間や債権回収対策担当との連携強化、情報の共有化など、徴収率の向上を目指した徴収体制の強化が実現されたのは、第3次行財政改革大綱における特筆すべき成果の一つであったと評価できます。これは、単に収入確保面の効果だけではなく、債権回収ということに関する市の強い姿勢を示すこと

で、自主納付に対する規律確保の意味合いも持ちます。こうした取り組みは、負担の公平性確保の観点からも大前提となるものであることから、引き続き徴収率の向上につながる取り組みを進めます。

また、この間、マルチペイメント*や、コンビニ納付の導入など納付機会の拡大も行っています。引き続き納付しやすい環境整備を検討します。

推進項目（2）市有財産の有効活用による歳入の確保

今後、歳入確保につながる取り組みとして、ストックマネジメントの視点が重要になると考えられます。公共施設の適正配置については、「公共施設の適正配置等に関する基本計画」に示した見直しの方向性に対する検討を踏まえ、今後、実施段階を迎えます。こうした取り組みの中で発生した余剰施設・余剰地は、総量抑制を図る観点から、売却等も含めた処分・活用を進め、もって身の丈に合った財産保有量を目指す必要があります。

さらに、事業用代替地など、売却により事業促進が図られるものについても、その総量を把握し、積極的に処分を進めることで、事業の早期完了、その土地に係る維持管理経費の削減を目指す必要があります。

このほか、第3次行財政改革大綱の取り組みにおいて、管理・処分計画を策定することとされている法定外公共物*については、管理を要しないものについての早期売り払いを目指す必要があります。

また、駐車場の使用料の対象拡大を図るなど、財産の処分のみならず、市有財産を有効に活用することにより、歳入を得るための検討も進める必要があります。

推進項目（3）新たな歳入項目の創出

従来の歳入確保の取り組みに加え、有料広告*掲載による広告料や、庁舎内に自動販売機を設置し行政財産の貸付料を得るなど、新たな手法による歳入確保の取り組みを進めてきました。

こうした取り組みは、歳入を得る市と、収益を得る事業者等との双方にとって利益をもたらす、いわば“Win - Win”の仕組みであり、さまざまな分野において、新たな取り組みを模索する動きが各自治体において広がっています。このような歳入の仕組みをさらに拡大させていくことは、有力な財源確保策となる可能性があり、他の自治体で取り組まれている先進事例なども参考にしながら、市の特色や行政財産等を最大限に活用していくことが重要です。

IV 行財政改革の推進方法について

1 進行管理について

(1) 総合計画の実行性の確保について

今後の行財政改革が担う大きな役割は、市を取り巻く財政環境が厳しさを増し、合併に伴う財政支援措置も終了するという、困難な局面において、第2次総合計画が目指す市の将来像の実現を支えるということです。

今後の取り組みの実施にあたっては、こうした実行性の確保といった視点を十分に踏まえ、これまで以上に実践的な推進手法を確立する必要があります。

(2) 行財政改革に係る将来像、基本方針とアクションプランについて

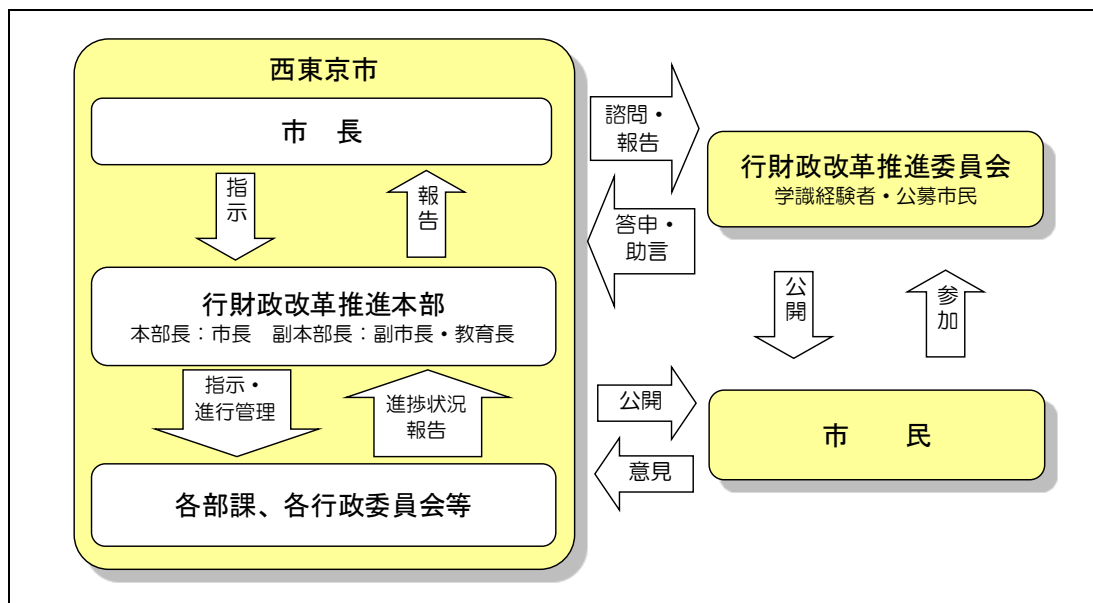
これまでに示した、市の目指す将来像や基本方針は、平成26年度から平成35年度までの10年を貫く長期的な目標方針とし、その上で、予測し得ない社会経済情勢の変化などに対応するため、中間年にあたる平成30年度に基本方針の見直しを実施し、さらに柔軟に対応することができるよう、アクションプラン（実施項目）については、毎年度見直しを図ります。

また、具体的な取り組みとして、まず財政面では、評価指標に対する目標を定め、その進捗状況から市の現状と課題の把握、改善に向けた検討を行います。

次にアクションプランについては、従来の進行管理手法には捉われず、社会経済情勢の変化や、総合計画の実実施計画との整合に対応し、その実行性を高めるため、年度ごとに見直すなど、短期的な見直しができる仕組みを構築します。

また、医療と福祉の連携による健康づくりの推進など、これまでにない長期的な視点での取り組みも検討していきます。

■推進体制図



2 評価指標の設定について

(1) 必要性について

今後、目指すべき中長期的な行財政運営の持続可能性や安定性、改革の進捗及び達成状況を総合的に判断するため、引き続き評価指標と目標値を設定し、目標に向けた取り組みの成果や、改革に遅れの生じている課題点を明らかにします。

(2) 評価指標の考え方について

第3次行財政改革大綱において設定した5つの指標については、財政構造の弾力性や健全性、中長期的な財政運営の安定性などをフロー・ストック*の両面から総合的に判断することを目的として、数値目標を設定し、改革の達成状況を判断する目安としてきました。

「Ⅱ 第3次行財政改革の検証」で述べたとおり、財政全体の硬直化が進んでおり、将来的にもそのような状況が見込まれる中、今後の取り組みに対して的確な検証を行うため、これまでの指標について、また、全体として分りやすさに考慮する観点から、評価内容が類似している指標の整理を行うなど、一定の見直しを行いました。

これまでは、経常収支比率の目標数値について、地域経営戦略プラン 2010 中間の見直しでは、平成24年度に都内類似団体の平均水準、平成26年度に都内類似団体の最優良水準を目指すとしていました。

しかし、今後、さらなる市財政状況の厳しさが見込まれる中、右肩上がりの改善を追求すること以上に、市民サービスへの還元と、弾力的な財政運営が可能な水準のバランスを保つことが重要であると言えます。

このため、新たな評価指標については、必ずしも改善のみを目指す目標の設定ではなく、一定の水準に達した段階で、これを維持することを目標としました。

(3) 新たな視点について

今後の取り組みを検証する上で無視することのできない、新たな要素として、臨時財政対策債*の借入が多額に上っているという点が挙げられます。

臨時財政対策債は、地方交付税*の代替財源であるものの、返済が必要な借入金であることに変わりなく、その残高は、平成25年度末見込みで一般会計全体の約50%と大きな割合を占めていることから、これをあえて控除することなく、借入金の総量を把握し、健全性が判断できるよう「債務償還可能年数*」など新たな評価指標も設定し、将来見通しを踏まえた持続可能で自立的な自治体経営の確立に向けて取り組みます。

■新たな評価指標の考え方

指標名 【平成 24 年度決算値】	◆指標の考え方	平成 30 年度・平成 35 年度の目標
経常収支比率 【91.8%】 ※臨時財政対策債等を加えない場合 【101.3%】	◆経常一般財源に占める経常経費充当一般財源の割合 (算式)：経常経費充当一般財源÷(経常一般財源+臨時財政対策債等)×100 ○財政構造の弾力性を判断	○平成 30 年度の目標： 【90%を超えない範囲を目指す】 ○平成 35 年度の目標： 【90%を超えない範囲を維持する】 ※以下は、平成 29 年度以降も臨時財政対策債が継続された場合の臨時財政対策債を加えない目標数値 ○平成 30 年度の目標： 【100%を超えない範囲を目指す】 ○平成 35 年度の目標： 【100%を超えない範囲を維持する】
実質経常収支比率 【99.6%】 ※臨時財政対策債等を加えない場合 【109.9%】	◆経常収支比率の算定の際に、国民健康保険特別会計と下水道事業特別会計に対する財源補てん的な繰出金の影響を加えたもの (算式)：(経常経費充当一般財源等+財源補てん的な繰出金)÷(経常一般財源+臨時財政対策債等)×100 ○特別会計への財源補てん的な繰出金を含む財政構造の弾力性を判断	○平成 30 年度の目標： 【96%を超えない範囲を目指す】 ○平成 35 年度の目標： 【96%を超えない範囲を維持する】 ※以下は、平成 29 年度以降も臨時財政対策債が継続された場合の臨時財政対策債を加えない目標数値 目標数値 ○平成 30 年度の目標： 【106%を超えない範囲を目指す】 ○平成 35 年度の目標： 【106%を超えない範囲を維持する】
基礎的財政収支 【黒字】	◆歳入・歳出決算額から市借入金と元利償還金の影響等を取り除いた収支 (算式)：(歳入-繰越金-市債(借入)-財政調整基金取崩額)-(歳出-公債費(元利償還金)-財政調整基金積立金)×100 ○財政運営の持続可能性を判断	○平成 30 年度・平成 35 年度の目標： 【黒字を継続する】
市債現在高倍率 【146.3%】	◆標準財政規模に占める市債現在高の割合 (算式)：市債現在高÷標準財政規模×100 ○将来負担の健全性を判断	○平成 30 年度の目標： 【135%以下を目指す】 ○平成 35 年度の目標： 【125%以下を目指す】
財政調整基金現在高比率 【10.2%】	◆標準財政規模に占める財政調整基金残高の割合 (算式)：財政調整基金現在高÷標準財政規模×100 ○不測の事態にも弾力的に対応できる財政運営の健全性を判断	○平成 30 年度・平成 35 年度の目標： 【10%を下回らない範囲を維持する】
(新たな指標) 債務償還可能年数 【13.1年】	◆市債残高を経常的に確保できる資金で返済した場合に完済までに要する年数 (算式)：市債現在高÷経常的収支額(経常的収支額に含まれる市債と基金取崩額を除く) ○債務の償還能力・確実性を判断	○平成 30 年度の目標： 【9年以内を目指す】 ○平成 35 年度の目標： 【9年以内を維持する】

3 今後 10 年間にわたる主要な実施項目について

(1) 主要な実施項目についての考え方

具体的な取り組みを定めるアクションプランについては、毎年度見直しを行うことで、取り組みの機動性・柔軟性を高めることとしますが、このうち、各推進項目における特に重要な取り組みを「主要実施項目」と位置づけます。これについては、第4次行財政改革大綱実施期間である 10 年間を通じた、長期的な取り組みを展開することとします。

主要実施項目は、本大綱における目指すべき将来像への道筋や、4つの基本方針と照らし、各推進項目上の重要な取り組みであると考えられ、今後 10 年程度、もしくはそれ以上の期間をかけて、長期的に取り組む必要があると認められるものであって、以下の基準に該当するものとします。

なお、本大綱における基本方針等については、今後の状況の変化や取組の進捗を踏まえ、一定の段階で見直しを行うこととし、その時点において、主要実施項目として位置づけるべきものの判断についても、改めて行うこととします。

(2) 主要実施項目選定の基準

- ① あらゆる行財政改革を行う上での前提となる取り組みとして、10 年の期間をも超えて取り組む必要があると考えられる、自治体経営上の基本的な取り組みであり、かつ従来以上に効率的・効果的な推進を図る必要のある項目
- ② 単なる長期継続的な取り組みであるということにとどまらず、既存計画の改定や、新たな視点に基づく新たな取り組みの展開を図るものなど、第4次行革大綱期間中に、大きな変革を伴い、従来以上の事業効果の発揮を目指す項目
- ③ 第2次総合計画において重要な位置づけを持ち、行財政改革上の側面からも高い効果が見込まれ、推進する必要のある項目

上記の考え方に基づいて次の 16 の主要実施項目を選定し、取り組みます。

■主要実施項目一覧

基本方針Ⅰ		経営の発想に基づいた将来への備え	
推進項目	項目番号	実施項目	
(1) 評価・検証に基づく効果的・効率的な行財政運営と予算編成手法の充実	1	事務事業評価の効果的運用	
(2) 公共施設の量的・質的適正化及び維持管理コストの適正化	3	公共施設の適正配置・有効活用	
(3) 受益者負担の適正化	6	使用料・手数料の適正化	
	7	サービス利用負担の適正化	
(4) 特別会計の健全化	8	国民健康保健特別会計の健全化	
	9	下水道事業特別会計の健全化	

基本方針Ⅱ		選択と集中による適正な行政資源の配分	
推進項目	項目番号	実施項目	
(1) 行政運営内部の固定的な経費の削減	10	人件費の抑制（時間外勤務の縮減）	
(2) 補助金・負担金等の適正化と財政支援団体の見直し	15	補助金・負担金、市単独事業の見直し	
(3) 行政評価等による重点施策、事業の見極めと資源配分	18	施策評価制度の効果的活用	

基本方針Ⅲ		効果的なサービス提供の仕組みづくり	
推進項目	項目番号	実施項目	
(1) 地域の多様な活動主体との連携と協働によるサービスの提供	20	地域協議体を核とした地域コミュニティの連携の推進	
(2) 民間活力の活用促進	25	民間活力の活用の推進に向けた検討	
(3) 市の役割の高度化に対応した組織力の強化	38	市の役割の高度化への対応	
(4) 成果を重視した組織運営体制の整備と人材育成の充実	45	職員研修・能力開発と支援の推進による人材育成	

基本方針Ⅳ		安定的な自主財源の確保	
推進項目	項目番号	実施項目	
(1) 徴収体制の強化、徴収率の向上につながる取り組みの推進	49	徴収体制の連携・強化	
(2) 市有財産の有効活用による歳入の確保	50	未利用市有地等の処分・有効活用	
(3) 新たな歳入項目の創出	53	公共施設財産貸付料収入の検討	

V アクションプラン

第4次行財政改革大綱については、取り組み実施の初年度と第3次行財政改革大綱の最終年度が一年重複しますが、第3次行財政改革大綱のこれまでの取り組みを評価し、継承・発展させるものとします。このため、具体的な取組内容も、継承、または再構築することを基本に、これまでの取り組みをより広く、深く展開する観点から、新たな取組項目も追加し、全95の項目を設定しました。この具体的な取り組みを定める計画をアクションプランとし、進捗状況や新たな課題への対応のため、実施項目の見直し、追加や削除を毎年度することにより、機動的な実施を図ります。

1 体系別取組一覧

基本方針Ⅰ 経営の発想に基づいた将来への備え

<実施項目>
★印は各推進項目における主要実施項目

推進項目	項目番号	実施項目	種別	担当課
(1) 評価・検証に基づく効果的・効率的な行財政運営と予算編成手法の充実	1	★事務事業評価の効果的運用		企画政策課
	2	予算編成業務改革		財政課
(2) 公共施設の量的・質的適正化及び維持管理コストの適正化	3	★公共施設の適正配置・有効活用		企画政策課・管財課・建築営繕課・関係各課
	4	公共施設の効率的・効果的な保全整備の実施	新規	管財課・建築営繕課・環境保全課・下水道課・学校運営課・関係各課
	5	公共施設維持管理の適正化		企画政策課・管財課・施設所管課
(3) 受益者負担の適正化	6	★使用料・手数料の適正化		企画政策課・関係各課
	6-1	施設使用料の適正化（文化施設）		文化振興課
	6-2	施設使用料の適正化（スポーツ施設）		スポーツ振興課
	6-3	施設使用料の適正化（フレンドリー）		障害福祉課
	6-4	施設使用料の適正化（いこいの森公園駐車場）		みどり公園課
	6-5	施設使用料の適正化（エコプラザ）		環境保全課
	6-6	施設使用料の適正化（学校施設）		社会教育課
	7	★サービスの利用負担の適正化	新規	企画政策課・関係各課
	7-1	保育料の見直し		保育課
	7-2	学童クラブ育成料の見直し		児童青少年課
	7-3	検診等サービスの効果的な運用と利用者負担の適正化		健康課
	7-4	高齢者福祉サービス等の効果的な運用と利用者負担の適正化		高齢者支援課
	7-5	私道整備における受益者負担の適正化		道路建設課・道路管理課
7-6	市民農園の負担金の見直し・新たな付加価値の創造	新規	産業振興課	

推進項目	項目番号	実施項目	種別	担当課
(4) 特別会計の健全化	8	★国民健康保険特別会計の健全化		保険年金課
	9	★下水道事業特別会計の健全化		下水道課

基本方針Ⅱ 選択と集中による適正な行政資源の配分

推進項目	項目番号	実施項目	種別	担当課
(1) 行政運営内部の固定的な経費の削減	10	★人件費の抑制（時間外勤務の縮減）		職員課・関係各課
	11	投開票事務の見直し・効率化		選挙管理委員会事務局
	12	契約・入札制度の改善		契約課
	13	省エネルギー対策の推進		環境保全課・管財課
	13-1	街路灯のLED化の推進	新規	道路管理課
	13-2	電力調達方法の適正化	新規	管財課・学校運営課
	14	情報公開コーナーの運営体制の見直し	新規	総務法規課
(2) 補助金、負担金等の適正化と財政支援団体の見直し	15	★補助金・負担金、市単独事業の見直し	新規	企画政策課・関係各課
	15-1	財政支援団体の見直し（社会福祉協議会）		生活福祉課
	15-2	財政支援団体の見直し（シルバー人材センター）		生活福祉課
	15-3	財政支援団体の見直し（商工会）	新規	産業振興課
	15-4	財政支援団体の見直し（勤労者福祉サービスセンター）	新規	産業振興課
	15-5	一部事務組合の負担金等の見直し（多摩六都科学館組合）	新規	企画政策課
	15-6	一部事務組合の見直し（昭和病院組合）	新規	健康課
	15-7	一部事務組合の見直し（柳泉園組合）	新規	ごみ減量推進課
	15-8	各種補助事業の適正化（高齢者事業）	新規	高齢者支援課
	15-9	手当等の適正化	新規	障害福祉課
	16	はなバス事業の見直し		都市計画課
	17	都バス「梅70」系統の負担金等の見直し	新規	都市計画課
(3) 行政評価等による重点施策、事業の見極めと資源配分	18	★施策評価の効果的運用		企画政策課
	19	定員管理の適正化		企画政策課

基本方針Ⅲ 効果的なサービス提供の仕組みづくり

推進項目	項目番号	実施項目	種別	担当課
(1) 地域の多様な活動主体との連携と協働によるサービスの提供	20	★地域協議体を核とした地域コミュニティの連携の推進		協働コミュニティ課
	21	協働の促進と市民協働センターゆめこらぼの事業、運営体制等の検証・見直し		協働コミュニティ課
	22	市民参加制度の充実		企画政策課・秘書広報課
	23	市民の声の庁内共有と活用の推進		秘書広報課
	24	防犯・防災等における行政と市民の役割分担の見直し	新規	危機管理室
(2) 民間活力の活用促進	25	★民間活力の活用の推進に向けた検討		企画政策課・関係各課
	25-1	給与支給・福利厚生事務等の委託化検討	新規	職員課
	25-2	窓口業務等の委託化検討	新規	市民課
	25-3	出納業務の委託化等の検討	新規	会計課
	25-4	現業職場の委託化等の推進	新規	管財課・ごみ減量推進課・教育企画課・学校運営課
	25-5	文書交換業務の効率化検討	新規	総務法規課
	25-6	宿直業務・自動車運転業務の運営体制の見直し	新規	管財課
	26	出張所・自動交付機等の運用の見直し		市民課
	27	高齢者施設の運営体制の見直し	新規	高齢者支援課
	28	障害者福祉事業の運営体制の見直し	新規	障害福祉課
	28-1	民間活力の効果的活用（フレンドリー）	新規	障害福祉課
	29	保育園の民間活力の活用推進		保育課
	30	児童館・学童クラブの民間活力の活用推進		児童青少年課
	31	子ども家庭支援センターひいらぎの運営体制の見直し	新規	子ども家庭支援センター
	32	公園管理等事業の運営体制の見直し	新規	みどり公園課
	33	図書館の運営体制のあり方の検討		図書館
	34	指定管理者制度の効果的活用		企画政策課
	34-1	指定管理者制度の効果的活用（こもれびホール）		文化振興課
	34-2	指定管理者制度の効果的活用（市民交流施設）		文化振興課
	34-3	指定管理者制度の効果的活用（スポーツ施設）		スポーツ振興課
	35	広報のあり方の検討	新規	秘書広報課・関係各課
	36	市作成刊行物の集約化・配布コストの削減	新規	企画政策課・関係各課
	37	道路維持管理業務のあり方検討	新規	道路管理課

基本方針Ⅲ 効果的なサービス提供の仕組みづくり

推進項目	項目番号	実施項目	種別	担当課
(3) 市の役割の高度化に対応した組織力の強化	38	★市の役割の高度化への対応		企画政策課・関係各課
	39	継続的な組織再編の検討		企画政策課
	40	建築行政事務の移管の推進		企画政策課
	41	市の役割の高度化に対応した情報システムの運用・支援		情報推進課
	42	申請書等の手続きの簡素化検討	新規	総務法規課・関係各課
	43	子ども相談業務の見直し	新規	子ども家庭支援センター・健康課・障害福祉課・教育支援課・関係各課
	44	社会教育行政の運営体制等の見直し	新規	社会教育課・公民館
	44-1	公民館の運営体制のあり方の検討		公民館
(4) 成果を重視した組織運営体制の整備と人材育成の充実	45	★職員研修・能力開発と支援の推進による人材育成		職員課
	46	人事考課制度の効果的運用		職員課
	47	職員の能力の有効活用		職員課
	48	職員採用試験の再構築	新規	職員課

基本方針Ⅳ 安定的な自主財源の確保

推進項目	項目番号	実施項目	種別	担当課
(1) 徴収体制の強化、徴収率の向上につながる取り組みの推進	49	★徴収体制の連携・強化		納税課・関係各課
	49-1	徴収率の向上（市税）		納税課
	49-2	徴収率の向上（国民健康保険料）		保険年金課
	49-3	徴収率の向上（介護保険料）		高齢者支援課
	49-4	徴収率の向上（保育料）		保育課
	49-5	徴収率の向上（学童クラブ育成料）		児童青少年課
(2) 市有財産の有効活用による歳入の確保	50	★未利用市有地等の処分・有効活用		企画政策課・管財課・都市計画課・道路建設課・道路管理課
	51	公共施設駐車場使用料の適正化		企画政策課・管財課・関係各課
	52	法定外公共物の適正な管理・処分		管財課・道路管理課・下水道課
(3) 新たな歳入項目の創出	53	★公共施設財産貸付料収入の検討		企画政策課・管財課・施設所管課
	54	有料広告掲載の検討		企画政策課・関係各課
	55	寄付金制度等の検討	新規	企画政策課・関係各課
	56	公園ベンチ等の寄付制度の導入	新規	みどり公園課

資 料

◆西東京市第4次行財政改革大綱素案に対する市民意見手続き等	27
◆西東京市行財政改革推進委員会条例	34
◆西東京市行財政改革推進委員会委員名簿	35
◆西東京市行財政改革推進にあたっての基本方針について（諮問）	36
◆西東京市行財政改革推進にあたっての基本方針について（答申）	37
◆西東京市行財政改革推進本部要綱	38
◆西東京市第4次行財政改革大綱策定経過	40
◆用語解説（50音順）	41

◆第4次行財政改革大綱（素案）に対する市民意見手続き等

- 1 市民説明会：平成26年1月30日（木曜日）・2月1日（土曜日）【参加者16名】
- 2 意見募集期間：平成26年1月22日（水曜日）から2月21日（金曜日）【意見提出者19名】
- 3 意見数：市民説明会と意見募集で合計29人の方から61件の意見がありました。

西東京市第4次行財政改革大綱（素案）に対する市民意見及び市の検討結果	
<p>下記の一覧表は、市民の皆さんからお寄せいただいた意見を適宜要約したうえ、原案の項目ごとに整理し、それに対する西東京市の考え方をまとめたものです。項目ごとに、上側が「お寄せいただいた意見」で類似した意見について集約し、件数とともに表示しています。下側は、それに対する西東京市の検討結果を記述しています。</p>	
項目	お寄せいただいた意見と市の検討結果
1	<p>【お寄せいただいた意見】 【財政の硬直化について】 ・生活困窮者の増加が財政を圧迫しているのであれば、自立支援に向けた対策や取り組みを充実させることも必要ではないか。（件数：1件）</p> <p>【市の検討結果】 ご意見にもありますように、自立支援に向けた対策や取り組みを充実させることは重要であり、人員の配置や予算の拡充を図り、「生活困窮者自立支援法」に基づく、自立・就労支援等にも今後取り組んでまいります。しかしながらその人員や事業の財源を確保、維持していくためには、行財政改革の取り組みを進める必要があります。</p>
2	<p>【お寄せいただいた意見】 【第4次行財政改革の基本的考え方について】 ・「自治体経営」という言葉が用いられているが、「短期的な成果」や「投資効率」は、本来行政サービスにはなじまないものである。民間事業者ではできない、採算の合わない事業、長期的な取り組みが必要な事業は「必要性が低い」、「重要度が低い」、「効率が悪い」と切り捨てられることを危惧します。本来の行政目的（住民の生命・財産・安全・幸福・福祉を守り、増進することこそ使命ではないでしょうか。（件数：2件）</p> <p>【市の検討結果】 ご意見の通り、住民の生命・財産・安全・幸福を守り、増進することは市の重要な役割であると考えております。これらの実現のためにも、将来にわたって持続可能な市政運営を行うことが、自治体運営において持つべき「経営」の視点です。社会経済状況の変化に伴う行政ニーズの変化を踏まえると、市民生活に必要な行政サービスの提供を維持、継続していくためには、将来を見据えた「経営」の視点が必要であり、これまで以上に行政内部の経費削減や効率化に努め、公共施設の適正配置や各種事業を見直し、スリム化を図るなど、行財政改革に取り組む必要があると考えています。</p>
3	<p>【お寄せいただいた意見】 【経営の視点について】 ・西東京市の魅力をアップし、周辺他市との差別化を図るなど「経営」の視点を積極的に発揮すべきである。大規模な工場や企業が市外に移転し、主な税収源が市民税であることを考えると、今後、長期にわたって市内に定住し、納税者となる若い世代を取り込むことは必須である。（件数：1件）</p> <p>【市の検討結果】 今後人口減少社会を迎えるにあたり、ご指摘のとおり、長期にわたって市内に定住し、納税者となる若い世代を取り込むことは重要なものとなってきてと考えております。魅力あるまちづくりの実現に向け、第2次総合計画を着実に推進していくとともに、その実行性を担保するためには、財源の確保は大前提であり、健全な行財政運営の側面から支えるためにも、「経営」の視点をもって行財政改革の取り組みを進めてまいります。</p>
4	<p>【お寄せいただいた意見】 【民間との協働について】 ・地域の課題解決のために、地域と行政との連携・協働は不可欠です。ただし、何をもちて地域の課題と捉え、それをどう解決すべきかは、行政が答えを出すべきではなく、それこそ地域の各主体の声を聞きながら整理していくことが必要と考えます。市民団体の多くは、自らが考える公的課題の解決に向けて立ち上がることはあっても、行政に都合の良い公的サービスの担い手をめざして立ち上がることはありません。真の意味の「連携と協働」を模索していただきたいと思います。「民間活力の活用促進」が、市民・民間を行政の都合の良い下請け先とみなすことなく、公的サービスに対する誇りをもって行政運営にあたっていただきたいと強く思います。（件数：1件）</p> <p>【市の検討結果】 ご意見にあるように、地域の課題については様々です。その課題を解決するための取り組みについて、どのようなことが必要なのかを地域の自治会、町内会、市民団体、関係機関、行政等が情報を共有し、課題への対応で連携できる部分については連携・協力を図っていくことが重要であると考えており、そのモデル事業となる（仮称）地域協議体モデル地区（南部）の構築に向けた取り組みを、現在進めており、市民の皆様と力を合わせて、地域課題の解決に努めてまいりたいと考えております。</p>

5	<p>[お寄せいただいた意見] 【民間活力の活用促進について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間活力の活用促進で、委託等の外部組織がサービス実施者となる場合であっても、「その最終的な責任は引き続き市が担うものである」とあります。これは大変重要なことですが、同時に、「最終的な責任」の取り方については、一方的に行政の判断とせず、サービスの提供主体と受益主体、双方の声を聞きつつ、熟慮いただきたいと思います。「連携・協働」をベースとした「民間活力の促進」を標榜するならば、現場で摩擦がおきたときこそ、互いの考えを述べ合い、行政と民間が問題対処に向かって手を取り合うべきであり、そこでの中身を市民にきちんと伝え、共有化していくことこそが、市民の不信感の払拭につながるはずで、それこそが行政に新たに求められる責任の果たし方であり、行政の刷新、改革にもつながると考えます。(件数:1件) <p>[市の検討結果] 市と事業者とが、住民サービスのために何をすべきかについて、情報の共有や連携体制のなかで検討し、今後も引き続き適切な運営に努めてまいります。</p>
6	<p>[お寄せいただいた意見] 【市民参加について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の声はどのように反映されているのか。(件数:1件) <p>[市の検討結果] 市民の声の反映については、市長の附属機関である行財政改革推進委員会(有識者5人、公募市民3人)での審議、市民説明会、パブリックコメントの意見を踏まえ、第4次行財政改革大綱を策定します。</p>
7	<p>[お寄せいただいた意見] 【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標数値の設定について、5年後、10年後をどのように設定するのか。また、公債費の状況を把握するために、「債務償還可能年数」を新たな指標として加えたことは良いと思います。(件数:1件) <p>[市の検討結果] 目標数値の設定については、自治体経営の視点から、持続可能で必要な市民サービスが提供できるよう、一定の水準に改善し、5年後、10年後も維持することが目標と考えています。また、新たに「債務償還可能年数」や「臨時財政対策債」の扱いを示すことにより、公債費の総量把握、抑制にも努め、健全な自治体運営を行ってまいりたいと考えています。</p>
8	<p>[お寄せいただいた意見] 【アクションプランについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施項目の内容について、各項目の年次スケジュール等は示されますか。(件数:1件) <p>[市の検討結果] 各実施項目については、5年間の取り組み実施内容を示します。また主要項目については、10年間の方向性等を示すことを検討しています。</p>
9	<p>[お寄せいただいた意見] 【事務事業評価について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務事業評価の結果に基づく事業の見直しを徹底すべき。事務事業評価で廃止妥当と評価されたものが、存続しているのは合理性にかけた判断だと考えます。(件数:1件) <p>[市の検討結果] 事務事業評価の結果を踏まえ、各事業の内容見直しや予算対応を実施しておりますが、社会情勢や市民等への影響など、評価結果に基づき即時に対応できない事業もありますので、各事業の取り組み状況については、継続的に管理し、対応が遅れているものについては見直しに向けた調整を引き続き行います。</p>
10	<p>[お寄せいただいた意見] 【予算編成業務改善について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな事業を実施する場合は、何かの事業を削減・廃止するような発想が必要だと思います。(件数:1件) <p>[市の検討結果] ご意見のとおり、今後も行政需要による歳出の増加、社会情勢や人口の減少等による歳入の減少を踏まえると、拡充するものがある一方で、削減等を検討するものも必要であり、限られた行政資源である財源や人員等について選択と集中の視点により、行財政改革に積極的に取り組んでいく必要があると考えています。</p>
11	<p>[お寄せいただいた意見] 【公共施設の適正配置・有効活用について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市庁舎建替え等の原資はどこから捻出するのか。(件数:1件) <p>[市の検討結果] 資金としては、地方債と一般財源が考えられます。地方債を最大限活用したとしても、相当程度の一般財源を要することから、単年度での一般財源負担を軽減するため、特定目的基金を活用することを検討しています。</p>

12	<p>[お寄せいただいた意見] 【公共施設の適正配置・有効活用について】 ・福祉、子育て、文化活動には、企業の財政改革と同様な「選択と集中」はそぐわない。統廃合といった、経費削減、施設削減を重要視するのではなく、地域住民が本当に豊かな生活ができるような、正しい判断をお願いします。(件数:2件)</p> <p>[市の検討結果] 公共施設の適正配置等に関する基本計画に基づき、総合的、中長期的視点から、各施設の役割や課題を検討し、統廃合を含む適正な配置や維持管理の見直しを図っていく目的は、ご意見にもあります福祉や子育てなど、新たな市民サービスに対応するために行うものです。そのため学童クラブなど設置目的によっては今後増設を予定しているものもあります。将来にわたって持続的な住民サービスを行うという考えのもと、統廃合を含む見直しを行わなければならない施設もありますが、個別具体的な施設の配置見直しや統廃合の検討につきましては、施設利用者をはじめとする関係者のニーズ把握や、具体的な見直し案等について、適切かつ丁寧な説明、周知に努めながら進めてまいります。</p>
13	<p>[お寄せいただいた意見] 【公共施設の適正配置・有効活用について】 ・平成27年度に消費者センターが保谷庁舎に移転すると伺っています。このことより消費者センターの機能低下及び消費者活動拠点の縮小等による、「消費者市民社会形成」への不都合が生じないよう配慮をお願いします。(件数:2件)</p> <p>・消費者消費者団体の活動の場所は、現在、唯一「消費者センター」であり、消団連の定例会や消費生活展など、年間を通して、関係所属団体の交流、情報交換の場となっています。各消費者団体は、これまで地域の市民として重要なテーマでそれぞれ活動を続けてまいりました。これからも、市民の活動と交流の拠点としての「消費者センター」の存続を強く望みます。是非とも、活動の場所の確保と存続をお願いします。「消費者センター」は、消費者としての市民の活動の振興と啓発のために、それぞれの団体の活動の拠点として、保谷市民が苦勞して勝ち取った場所であり、市民の大切な財産です。是非、施設の有効利用を図るとともに、消費者団体のための施設としての位置づけを確保していただきたくことを切にお願いいたします。(件数:1件)</p> <p>[市の検討結果] 消費生活相談については、高齢者や障害者等からの相談の増加に伴い、関係各課の窓口との連携がしやすい体制の必要性が高まっていることから、相談窓口を保谷庁舎へ移転し、関係各課との連携、相談機能の充実、向上を目指して検討しているものです。 施設自体は「消費者活動の拠点施設」として現在地に残りますので、引き続き消費者団体の皆様の活動としてご利用いただけます。また、消費者団体との連携につきましても、これまでと同様の対応をまいります。 現在地の施設については、市民の皆様は活動と交流の拠点として広くご利用いただくことで、消費者団体の活動への理解や啓発活動への参加などがさらに深まる効果も期待できると考えております。</p>
14	<p>[お寄せいただいた意見] 【公共施設の適正配置・有効活用について】 ・児童数増が見込まれる上向台小学校地区に速やかに学童クラブが新設され、向台小学校地区に新設が検討されていることは評価できる。ぜひ、引き続き都市開発や人口動態に柔軟に対応した施設・サービスの充実を図っていただきたい。 ・一方で、児童館などの統廃合・縮小に当たっては、状況を関係者・周辺住民にオープンにし、一緒に考えるような機会を設けてもらいたい。(件数:2件)</p> <p>[市の検討結果] 公共施設の適正配置等に関する基本計画に基づき、総合的、中長期的視点から、各施設の役割や課題を検討し、統廃合を含む適正な配置や維持管理の見直しを図ってまいります。また、施設の配置見直しや統廃合の検討につきましては、施設利用者をはじめとする関係者のニーズ把握や、具体的な見直し案等について、適切かつ丁寧な説明、周知に努めてまいります。</p>
15	<p>[お寄せいただいた意見] 【使用料・手数料の適正化について】 ・子どもや高齢者、障害者の利用する施設や学校についてはその発想からは切り離していただきたい。福祉と教育は将来を支える投資です。高齢者や障害者に厳しい社会を見て、若者や子どもは行政を信じる気持ちになれるでしょうか。子どもを育てるのにかかる費用がかさめば、子どもを持つ人は増えません。何をしても受益者負担というような「財政改革」は現在活発に動いている市民の様々な活動も停滞させかねません。(件数:2件)</p> <p>[市の検討結果] ご意見にございます、子どもや高齢者、障害者が利用することをもって、使用料・手数料等の対価の適正化の検討対象から例外視するのではなく、その利用内容等の目的や性質にあわせ検討すべきものと考えます。「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」を基に、市民負担の公平性、原価計算、利用状況や社会経済情勢の変化、近隣自治体との比較、市民の皆様への生活への影響、障害者や低所得者へ配慮した減免基準のあり方などを考慮しながら、適切な水準を検討してまいります。</p>
16	<p>[お寄せいただいた意見] 【使用料・手数料の適正化について】 ・公民館は実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の強化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としており、みんなが自由に使える公民館は受益者負担の対象ではありません。また市民交流施設などについても同様と考えます。(件数:6件)</p> <p>[市の検討結果] 厳しい財政状況の中、今後も施設や公共サービスを維持、継続していくためには、使用料・手数料等の各種サービスの対価の適正化は、引き続き検討していく必要があると考えています。また、これまで市民負担を得ていないサービス提供についても、検討が必要であり、適正化にあたっては、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」を基に、市民負担の公平性、原価計算、利用状況や社会経済情勢の変化、近隣自治体との比較、市民の皆様への生活への影響、障害者や低所得者へ配慮した減免基準のあり方などを考慮しながら、適切な水準を検討してまいります。</p>

17	<p>[お寄せいただいた意見] 【保育料の見直し・学童クラブ育成料の見直しについて】 ・保育料の見直し 学童クラブ育成料の見直しが挙げられているが、子どもを生み育てやすい西東京市にするためにも、共働きの子育て世代の負担が増えるような見直しにならないよう配慮を含め十分な検討が必要である。(件数: 2件)</p> <p>[市の検討結果] 保育料・学童クラブ育成料については、定期的に見直しを図っています。 現在のサービスを維持し、また、今後も増え続ける保育需要に対応していくためには、負担の見直しが必要であり、見直しにあたっては、現在の運営コストやサービスのあり方なども含め、子ども子育て審議会にて慎重に審議してまいります。</p>
18	<p>[お寄せいただいた意見] 【国民健康保険特別会計の健全化について】 ・社会保障に関連する経費削減を受益者負担に求めるだけでなく、国へ働きかけをすべきではないか。(件数: 1件)</p> <p>[市の検討結果] 国や東京都に働きかけるべきところは働きかけるとともに、また、ジェネリック医薬品の活用促進事業など市の医療費抑制の取り組みにも積極的に進め、歳出削減に努めます。</p>
19	<p>[お寄せいただいた意見] 【補助金・負担金、市単独事業の見直しについて】 ・障害者団体として市より毎年補助金を頂いているが、充分ではない。平成26年度以降も引き続き支給されるよう要望します。(件数: 1件)</p> <p>・補助金については、第三者の目を入れるなど、真に必要なものかをすべて0ベースから見直してください。(件数: 1件)</p> <p>[市の検討結果] 各種補助金については、行政評価等で見直しを定期的を実施してきましたが、実施当初の目的や効果と現状の行政ニーズと合わなくなっているものもあり、見直しを検討する必要があります。そのため、今後の見直しについては、事務事業評価で集中的に実施し、適正化を図ってまいりたいと考えています。</p>
20	<p>[お寄せいただいた意見] 【各種補助事業の適正化(高齢者事業)】 ・敬老金贈呈事業の見直し検討とあるがどのように見直すのか。(件数: 1件)</p> <p>[市の検討結果] これまでは対象者に対し、祝い金を贈呈していましたが、贈呈する物の内容や対象年齢の設定など、これまでの経過や効果を検証しつつ、他市の例も含め見直しを検討します。</p>
21	<p>[お寄せいただいた意見] 【都バス「梅70」系統の負担金の見直しについて】 ・都バス「梅70」系統の負担金等の見直しについて、利用者が少なく、赤字がかさんでいるが、この系統は、都営バスで最も長い路線として知られており、観光資源としてPRするなど、活用する方法も検討してもらいたい。(件数: 1件)</p> <p>[市の検討結果] 観光資源としての活用については、ご意見として参考とさせていただきますが、運営経費の見直しについては、引き続き検討してまいります。</p>
22	<p>[お寄せいただいた意見] 【定員の適正化】 ・行政運営内部の固定的な経費の削減として人員適正化計画は非常に有効な手段だとは思いますが、現状は単純に人員そのものを減らすだけで、他に再分配が行われず、根本的な解決策になっていないと感じる。人員の再分配も同時並行でおこなうべき。(件数: 2件)</p> <p>[市の検討結果] これまでは合併による余剰分を削減してきましたが、今後は削減のみを追求するという視点ではなく、「選択と集中」の視点から適正な人員配置を検討していきます。</p>
23	<p>[お寄せいただいた意見] 【市民参加制度の充実について】 ・まず迅速かつ十分な情報を市民と共有することが不可欠である。取組みの中で「ICTを活用した市民参加手法を推進する」と書かれているが、双方向の高度な仕組みでなくても、まず、公開資料を全部ホームページで見られるようにしてもらいたい。また情報公開コーナーに置かれる文書は例外なくホームページに掲載してもらいたい。市庁舎まで行かずに済むようにしてもらい、それがより多くの人が参加できる」ことにもつながる。(件数: 1件)</p> <p>[市の検討結果] 市民の利便性向上や市民参加の推進に向けて、情報公開のあり方や手法の検討等について、引き続き取り組んでまいります。</p>

24	<p>[お寄せいただいた意見] 【民間活力の活用の促進に向けた検討について】 ・市役所の業務の多くに「民間活力導入」し、たとえば窓口も保育園も学童も「ひいらぎ」も図書館も、指定管理にして市役所職員は「高度の業務」として指定管理者の管理をするのが仕事になるというのはおかしいと思います。市民と直に関わる部署こそ、市役所が手放してはいけない場ではないでしょうか。「現場」を丸投げでなく、「現場」から「事態」を変えられるような意識と仕組みを行政が持つことを期待します。(件数:1件)</p> <p>[市の検討結果] 民間活力の活用については、これまでもスポーツ施設や文化施設、保育園、児童館などで、サービスの維持や利便性の向上、民間事業者の専門性の活用のため導入してきました。市としての責任を果たしながら、民間事業者との連携により、これまで以上のサービスや利便性を向上させる仕組みとして推進しており、今後も検討してまいりたいと考えております。</p>
25	<p>[お寄せいただいた意見] 【民間活力の活用の促進に向けた検討について】 ・民間活力の活用≒民間委託となる事が多く、人件費抑制等で一時的に財政効果があるものの、市が運営してきた時と同様、またはそれ以上の質を目指し、民間事業者は経営面・人材と努力している場合もある。事業者及びその人材が疲弊せずモチベーションを維持出来るよう、継続して雇用される者への賞与など、市として事業者の努力を評価する仕組みを作るべき。人が勤めを続けるには年齢に応じた昇給の仕組みが必要。安かろうでは何も生まれないと考える。(件数:2件)</p> <p>[市の検討結果] 民間活力の活用については、経費削減だけでなく、サービスの維持・向上や継続性も踏まえ検討しております。また民間委託する場合は、関係者の方への説明、適切な事業者の選定と引継ぎ期間を設定し、導入後の事業者への指導体制も含め、適切な運営に努めております。 また、委託事業における適正な賃金支給については、事業者として適正な契約の中で、労働条件等に関するコンプライアンスは十分遵守していただいて、適正な賃金を支給していると考えています。</p>
26	<p>[お寄せいただいた意見] 【宿直業務・自動車運転業務の運営体制の見直しについて】 ・立川市の様にタクシー事業者への外部委託等検討をするのか。(件数:1件)</p> <p>[市の検討結果] 現在の利用状況等や費用対効果を含めて、委託化等、今後の運営体制について検討します。</p>
27	<p>[お寄せいただいた意見] 【高齢者施設の運営体制の見直しについて】 ・老人福祉センター送迎バスの見直しを検討するとは、どのような見直しを検討するのですか。(件数:1件)</p> <p>[市の検討結果] 現在の利用状況等や費用対効果を含めて、別の手法等、運営体制の見直しを検討します。</p>
28	<p>[お寄せいただいた意見] 【保育園の民間活力の活用推進について】 ・現在の弾力化による定員増をやめ、早急に保育園増設を。 ・公立保育士の高齢化に伴い、多数乳幼児の保育には限界を感じる。若手保育士の育成、既存保育士の園長登用など、基盤の活用による保育実現を期待する。(件数:1件)</p> <p>[市の検討結果] 待機児童の解消に向け、保育園の新設については、今後も予定しており対策を図っております。また、保育士については、必要に応じて新規採用をしており、保育環境の継続性を確保しております。</p>
29	<p>[お寄せいただいた意見] 【保育園の民間活力の活用推進について】 ・H28年度以降の保育園の民間委託について検討」とありますが、すでにこの間進められてきた民間委託化後の保育サービスの検証分析はどのようになされているのでしょうか。行政では成し得なかったサービスが、メニューとしてどれだけ展開され、それがいくらか提供されているのかといった情報は市民へわかりやすく開示されているのでしょうか。それらの検証を市民に提示し(できたら公開ワークショップ等を開催し)、それに対する市民の評価・意見を踏まえてから、さらなる民間活力の活用をどう進めるかを考えるべきだと思います。(件数:2件)</p> <p>[市の検討結果] 民間委託後の検証につきましては、財政効果や引継ぎ方法等考察するとともに第三者評価も実施しており、保護者のニーズの把握にも努めています。検証結果等の情報提供の方法については、検討してまいります。 今後の方針の検討については、こうした考察・検証を踏まえ、子ども子育て審議会において、平成28年度以降の民間活力の活用について検討してまいります。</p>
30	<p>[お寄せいただいた意見] 【保育園の民間活力の活用推進について】 ・保育園の委託化については、認可保育の実績がある法人であることが望ましい(件数:1件)</p> <p>[市の検討結果] 保育園の委託化にあたっては、認可保育園の実績のある法人であることを前提に、質の高い事業者の選定、保護者との意見交換会や説明会での意見把握、保育の質の確保の視点でこれまでも取り組んでおり、引き続き円滑な民間委託に向けた検討を進めてまいります。</p>

31	<p>[お寄せいただいた意見] 【児童館・学童クラブの民間活力の活用推進】 ・谷戸学童の定員の多さについて 気になります。狭い建物に、ニーズがあるからと受け入れている気がします。また、来年度も増加し、こどもたちの憩いスペースが狭くなると聞いていますが、子供たちは大丈夫なのでしょう。住吉小学校の学童は、小学校の教室を利用して、学童を行っていると聞きました。民間が入っても、うまく対応できているようなので、ぜひ谷戸学童においても小学校の活用について検討いただきたいと思います。(件数:1件)</p> <p>[市の検討結果] 谷戸学童クラブについては、同じく谷戸第二小学校の通学区域内にある北原学童クラブの利用をお願いしてまいりましたが、定員超過に加え、学区が隣接する泉小学校の統廃合の影響等も踏まえ、平成27年度の開設に向けて、谷戸第二小学校内に(仮称)谷戸第二学童クラブの整備を行います。なお、小学校内の学童クラブについては、直営で実施しております。</p>
32	<p>[お寄せいただいた意見] 【児童館・学童クラブの民間活力の推進について】 ・委託化の効果については慎重な評価が必要である。事業委託料の算定ベース自体が低く抑えられ、当初民間活力導入のメリットの一つとして説明されていた、指導員を事業者(NPO等)が直接雇用(正規雇用)することにより、雇用の安定、長期的な生活保障が図られるという想定は必ずしも実現していない。また、特色あるサービスを提供することで、利用者の多様なニーズに応えるという点についても、採算面で継続が難しいものも出ている。適正な保育の継続的な提供が可能かを検証すべきである。市は委託事業に関する第三者評価の実施に消極的であるが、定期的な評価は絶対に必要と考える。(件数:3件)</p> <p>[市の検討結果] 民間委託については、経費削減だけでなく、サービスの維持・向上や指導の継続性、これまでに民間委託されている施設の評価、子ども子育て福祉審議会の意見等を踏まえ検討しております。また民間委託する場合は、保護者や関係者の方への説明、適切な事業者の選定と引継ぎ期間を設定し、導入後の事業者へのチェック体制も含め、適切な運営に努めており、既に民間委託された学童クラブの利用者満足度調査では直営学童クラブよりも満足度が高いといった評価を得ているところです。また、委託事業者における適正な運営及び雇用の安定については、適正に運営されていると考えています。</p>
33	<p>[お寄せいただいた意見] 【公園管理等事業の運営体制の見直しについて】 ・公園の維持・管理について、近隣住民の清掃・下草刈りボランティアなどで、行政が手間とコストをかけずに公園を維持管理できている事例も多々あります。「民間委託や指定管理者制度の活用」によって効果的・効率的な公園の運営を検討するとありますが、公園オーナー制度のように、「この公園は、私たちの公園だ」と市民が思えるような公園の自主管理・自主運営の機運を高めるとい方向性は検討されないのでしょうか。当然、市民との協働ということになれば、行政が思い描く以上の市民からの要望、意見も出てくると思います。たとえば、「いまはボール遊びさえ禁止された公園で、市民がプレイパークの運営をする」などのアイデアも出てくるかもしれませんが、そのほうが魅力的な地域創造につながるのではないかと思います。公園という素材をもとに、市民自治の機運も醸成されるかもしれません。(件数:1件)</p> <p>[市の検討結果] 公園・緑地の維持管理については、これまでのように市民の皆様との協働で管理していく仕組みも検討しつつ、公園等の維持管理については、指定管理者等の活用を調査、検討していく必要があると考えております。魅力ある公園にしていくためには近隣住民を初めとする市民の皆様との協力は不可欠であり、自主管理・自主運営の考えを取り入れた小規模緑地の活用方法としてコミュニティガーデン事業の推進を検討しております。また、最近では、コーディネーター等を擁する指定管理者もあり、より市民との協働も進めることができると考えております。今後も、市民、事業者と行政とが協働して管理していく仕組みづくりを検討してまいります。</p>
34	<p>[お寄せいただいた意見] 【図書館の運営体制のあり方の検討について】 ・図書館協議会では十分な調査研究を行い平成20年3月に提言を提出している。また、これを受けてという形で平成21年生涯学習計画に基づき、10年間の計画期間として図書館展望計画を出している。まだ基本計画が終わる段階の今、その根底にある管理運営の見直しを再度行うのは拙速であり、時間と経費の無駄と思われる。(件数:4件)</p> <p>[市の検討結果] 指定管理者制度等の民間活力の活用検討については、近年、高度化・多様化してきている図書館需要に対応できるよう、先進事例を調査、研究し、本市における今後の図書館運営に最も適した実施体制について検討していきます。</p>
35	<p>[お寄せいただいた意見] 【図書館の運営体制のあり方の検討について】 谷戸図書館は、2つの学校に挟まれて、とても児童の利用が多い図書館といえると思います。もっと児童向け、学校向けの体制をとってもいいかと思います。また、谷戸小学校と谷戸第二小学校が合併する可能性もあると伺っています。(件数:1件)</p> <p>[市の検討結果] 図書館の体制につきましては、図書館全体の体制の中で検討してまいります。谷戸小学校と谷戸第二小学校が地理的に近接した状況であることは、公共施設の適正配置等に関する基本計画でも課題としているところです。</p>
36	<p>[お寄せいただいた意見] 【建築行政事務の移管の推進について】 ・建築行政が早急に必要なのか、これまで通り東京都の管轄または広域での運営等で、職員賃金等について、コスト分散ができないか(件数:1件)</p> <p>[市の検討結果] 建築基準行政については、老朽化施設や道路、まちづくりなどに対応し、サービス向上に繋がると考えています。広域化による運営については、関係自治体の意向もありますので、今後の検討とさせていただきます。</p>

37	<p>[お寄せいただいた意見] 【子ども相談業務の見直しについて】 ・関係部門の庁内連携を強化することはぜひ進めてもらいたい。直接、子ども／保護者と向き合う現場職員から非正規(嘱託職員)化／民間委託化が進められており、連携しようにも職員の数が足りず、十分な効果が発揮できないことを危惧する。十分な数の経験ある正規職員を確保・維持することが必要である。また、並行して、非正規職員や委託事業者も参加することができるようにする必要がある(件数:1件)</p> <p>・現在、担当が違うセクションの連携がうまくいっていないように思います。より一層丁寧な取り組みをお願いします。(件数:1件)</p> <p>[市の検討結果] 支援を必要とする児童や子育て家庭は増え続けており、子ども相談業務については、それに対応する職員の専門性も求められています。継続したサービス提供の体制と拡充を図るためには、市内部の関係部署の連携強化及び民間活力の活用を検討が必要と考えております。現状の課題や今後の運営体制のあり方、取り組み等について、関係部署間の連携、体制整備を検討していきます。</p>
38	<p>[お寄せいただいた意見] 【公民館の運営体制のあり方の検討について】 ・公民館が特定の市民を対象としているかのような扱いをされているが、無料施設における活発な公民館活動が西東京市の良いところではないのか(件数:1件)</p> <p>・公民館は、様々な階層の人が参加できる場を用意してほしい。特に団塊の世代のお父さんたちに地域で活躍してもらえるようになってほしいと思います。(件数:1件)</p> <p>[市の検討結果] 公民館については、年間100以上の講座を実施していますが、利用実績やニーズを踏まえ、新たな利用者が参加できるよう、今後さらに、各種講座内容の見直しや市民の方に利用されるような工夫を検討してまいります。また、施設の有料化の検討については、公民館だけではなく、すべての施設において「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」を基に、市民負担の公平性、原価計算、利用状況や社会経済情勢の変化、近隣自治体との比較、市民の皆様への影響、減免基準のあり方などを考慮しながら、検討してまいります。</p>

◆西東京市行財政改革推進委員会条例

(設置)

第1条 西東京市における行財政改革の推進を図り、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ効率的な市政を実現するため、西東京市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、行財政改革の推進に関する重要事項について、調査審議する。

2 委員会は、市長から行財政改革の推進状況について報告を受けるとともに、市長に対し必要な助言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 5人

(2) 市民 3人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年6月25日条例第37号）

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

◆西東京市行財政改革推進委員会委員名簿

氏名	職業・所属	備考
かわしま 川島 <small>よしくに</small> 義邦	公募市民	
すずき 鈴木 <small>じゅんこ</small> 純子	財団法人国際開発高等教育機構国際開発研究センター主任研究員	副委員長
すずき 鈴木 <small>ふみひこ</small> 文彦	株式会社大和総研 経営コンサルティング部副部長	
たけだ 武田 <small>ごろう</small> 五郎	公募市民	
なかむら 中村 <small>りょうじ</small> 良二	独立行政法人労働政策研究・研修機構 労働政策研究所主任研究員	
はらだ 原田 <small>ひさし</small> 久	立教大学副総長 立教大学法学部教授	
むとう 武藤 <small>つとむ</small> 務	公募市民	
よこみち 横道 <small>きよたか</small> 清孝	政策研究大学院大学副学長	委員長

(五十音順 敬称略)

◆西東京市行財政改革推進に当たっての基本方針について（諮問）

24 西企企第 298 号

平成 25 年 3 月 26 日

西東京市行財政改革推進委員会
委員長 横道 清孝 様

西東京市長 丸 山 浩 一

西東京市行財政改革推進に当たっての基本方針について（諮問）

西東京市では、平成 13 年 1 月の合併以来、三次にわたる行財政改革大綱を策定し、「市民サービスの維持・向上を実現できる持続可能で自立的な行財政運営の確立」を目指して、積極的に行財政改革に取り組んでまいりました。

しかし、現下の厳しい社会情勢を受けて、歳入面では、市の基幹収入である個人市民税が伸び悩んでおり、合併に伴う財政支援措置の縮減も進む一方、歳出面においては、生活保護費や公債費の償還、老朽化の進んだ公共施設の改修・更新費用の増大など、本市を取り巻く財政環境はこれまで以上に厳しい状況に置かれており、今後その厳しさはさらに増していくものと考えています。

こうした状況においても、市民生活に必要なサービスの提供を維持し、将来に向けたまちづくりを実現していくためには、確かな将来展望に基づき、さらなる行財政改革の推進に努める必要があります。

第 4 次行財政改革大綱の策定にあたっては、現在策定中の次期総合計画の計画期間と同様、平成 26 年度から平成 35 年の 10 年間とし、次期総合計画が目指す市の将来像の実現を健全な行財政運営の側面から支えたいと考えております。

検討、策定にあたっては、行政内部の効率化検討が前提となりますが、公共施設の適正配置をはじめ、特別会計の健全化や受益者負担の適正化など、これまで以上に主体的かつ積極的に取り組む必要があると強く認識しているところであり、これまでの取組の成果と今後の課題を十分に検証した上で、新たな行財政改革大綱を速やかに策定し、持続可能で自立した行財政運営の実現に努めていく決意でございます。

つきましては、今後 10 年間の西東京市行財政改革推進に当たっての基本方針について諮問いたしますので、よろしくご教示くださるようお願いいたします。

◆西東京市行財政改革推進に当たっての基本方針について（答申）

25西 審行 第14号

平成25年10月29日

西東京市長 丸山 浩一 様

西東京市行財政改革推進委員会

委員長 横道 清孝

(公印省略)

西東京市行財政改革推進に当たっての基本方針について（答申）

平成25年3月26日付24西企企第298号により本委員会に諮問された西東京市行財政改革推進に当たっての基本方針について、7回にわたる会議によって慎重に審議した結果を、別紙「西東京市行財政改革推進委員会答申」のとおり答申します。

なお、今後の西東京市行財政改革大綱の策定にあたっては、本答申の趣旨を十分尊重されるよう要望します。

※西東京市行財政改革推進委員会答申については、市HP・情報公開コーナーで閲覧できます。

◆西東京市行財政改革推進本部要綱

第1 設置

西東京市における行財政改革を推進するため、西東京市行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

第2 所掌事項

本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 行財政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

第3 組織

本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 企画部長
 - (2) 総務部長
 - (3) 危機管理室長
 - (4) 市民部長
 - (5) 福祉部長
 - (6) 子育て支援部長
 - (7) 生活文化スポーツ部長
 - (8) みどり環境部長
 - (9) 都市整備部長
 - (10) 教育部長
 - (11) 特命担当部長（教育部）
- 5 前各項に定める者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を臨時に本部員にすることができる。

第4 本部長及び副本部長

本部長は、本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ指定された副本部長が、その職務を代理する。

第5 会議

会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長は、会議の議長となる。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席又は資料の提出を求めることができる。

第6 部会

本部長は、所掌事項に係る調査研究その他作業を行うため必要と認めるときは、部会を設置することができる。

- 2 前項の部会の組織、運営等については、本部長が別に定める。

第7 庶務

本部の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

第8 雑則

この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

◆西東京市第4次行財政改革大綱策定経過

◆西東京市第4次行財政改革大綱策定経過		
日付	行財政改革推進委員会／市民参加手続	行財政改革推進本部
平成25年 3月26日	平成24年度 第6回会議 西東京市行財政改革推進に当たっての基本方針について (諮問) 第4次行財政改革大綱・行政評価等の検討スケジュール について 第4次行財政改革大綱の検討の方向性について	
5月1日		平成25年度 第1回会議 第4次行財政改革大綱について
5月8日	平成25年度 第1回会議 第4次行財政改革の方向性等について	
5月31日	平成25年度 第2回会議 第4次行財政改革の方向性等について	
6月26日	平成25年度 第3回会議 第4次行財政改革の方向性等について 第4次行財政改革の評価指標について 第4次行財政改革の実施計画について	
8月1日	平成25年度 第4回会議 第4次行財政改革の評価指標について	7/26-8/5：地域経営戦略プラン2010（中間の見直し） 実施状況調査及び第4次行財政改革実施計画調査 8/8-23：各課ヒアリング実施
10月7日	平成25年度 第6回会議 西東京市行財政改革の方向性についての答申（骨子案）	
10月8日		平成25年度 第2回会議 西東京市行財政改革の方向性についての答申について
10月29日	平成25年度 第7回会議 行財政改革の方向性についての答申（答申の手交） 第4次行財政改革大綱について	
平成26年 1月8日 ～1月15日		各部ヒアリング実施
1月19日		平成25年度 第3回会議 第4次行財政改革大綱（素案）について
1月20日	平成25年度 第8回会議 第4次行財政改革大綱（素案）について	
1月30日	市民説明会の開催（田無庁舎）	
2月5日	市民説明会の開催（防災センター）	
1月22日 ～2月21日	パブリックコメントの実施	
3月31日		平成25年度 第4回会議 第4次行財政改革大綱について

◆用語解説（50音順）

あ行

*一般会計

下水道事業特別会計や国民健康保険特別会計などの特別会計以外の、市民サービスの大半を取り扱う、最も身近な会計です。

*NPO

「Non Profit Organization」の略称。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を「特定非営利活動法人」といいます。

か行

*基準外繰出金

国民健康保険事業会計や下水道事業会計などに対して法定基準を超えて一般会計から補てんされる金額のこと。独立採算制の考え方から、これらの事業に必要な経費は当該事業の収入や法令で定められた国や都からの支出金等で運営することが原則であるが、西東京市では、これらの歳入で不足する分を市の一般会計からの繰出金により補填している。

*基礎的財政収支（プライマリーバランス）

歳入・歳出決算額から、市債借入れと元利償還金の影響を取り除いた収支のこと。

市債は将来の受益者への応分の負担、公債費は過去の投資に対する現在の受益者の負担を意味することから、現在の行政サービスの受益と負担の関係をあらわしている。

*行政評価制度

政策・施策・事務事業からなる政策体系を対象に、その成果や実績などを、事前、中間または事後において、有効性、効率性などの観点から、統一的な基準によって評価するもの。行政の目標を設定して成果を分析することで、成果重視の行政の実現につながる。

*協働

公共サービスの企画や実施に関して、行政と市民、NPO、企業、大学などが対等のパートナーとして互いの立場を尊重しながら、共通する課題の解決や目標の実現に向けて協力すること。

*経常収支比率

市税、普通交付税など毎年度経常的な収入され、市が自由にその用途を決定できる財源（経常一般財源）に対する、人件費、扶助費、公債費など毎年度義務的・継続的に支出する必要がある経費に充当された一般財源（経常経費充当一般財源）の比率を示した指標。財政構造の弾力性を判断するため、第4次行財政改革大綱の評価指標の一つになっている。

* 下水道事業特別会計

公営企業である下水道事業について、一般会計とは区分して経理したもの。本来独立採算制を適用して下水道使用料を中心として収支均衡を図るべきものだが、西東京市の場合は支出を収入で賄いきれず、一般会計からの多額の繰出金が必要となっている。

* 国民健康保険特別会計

公営事業である国民健康保険事業について、一般会計とは区分して経理したもの。

本来独立採算制を適用して保険料を中心として収支均衡を図るべきものだが、西東京市の場合は支出を収入で賄いきれず、一般会計からの多額の繰出金が必要となっている。

さ行

* 財政調整基金

地方財政法で設置が義務付けられている、年度間の財源の不均衡を調整するための積立金。財源不足時の穴埋め、災害対策、緊急に必要となった公共事業等、財産取得、地方債の繰上げ償還の場合に取り崩すことができる。

* 財政調整基金現在高比率

標準財政規模に占める財政調整基金現在高の割合を示すもの。中長期的な視点での財政運営の健全性を判断するため、第4次行財政改革大綱の評価指標の一つになっている。

* 債務償還可能年数

市債残高について、経常的に確保できる資金で返済した場合に、何年で償還できるかを示したもの。債務の償還能力・確実性を判断、行財政改革大綱の評価指標の一つになっている。

* 施策評価

行政評価制度のうち、事務事業のまとめりである施策を単位として評価し、施策の達成状況や有効性から成果を判定しながら、一方で事務事業という手段の最適化を図るというもの。西東京市では、平成21年度に試行的に実施し、平成22年度からは隔年で実施している。

* 市債現在高倍率

標準財政規模に対する市債現在高の割合を示すもの。将来負担の健全性を判断するため、行財政改革大綱の評価指標の一つになっている。

* 実質経常収支比率

経常収支比率の算定に含まれない特別会計への繰出金を、実質的な経常経費とみなして算定要素に含めた場合の経常収支比率。財政構造の実質的な弾力性を判断するため、第4次行財政改革大綱の評価指標の一つになっている。

* 指定管理者制度

平成15年の地方自治法の改正により導入された制度で、公の施設の管理運営を公共セクター

に限らず、民間事業者やNPO法人などに委任できるというもの。民間の効率的手法を導入することにより、コスト削減とサービスの向上を図ることが目的となっている。

＊市民参加

市の政策形成段階に市民の意向を反映させ、まちづくりを行っていくこと。西東京市では平成14年10月1日に、市民参加の基本的な考え方と政策立案過程における具体的な参加手続を定めた市民参加条例を施行している。

＊事務事業評価

行政評価制度のうち個々の事務事業単位を対象に評価を行うもの。

＊受益者負担

行政サービスのうち受益者が特定できるサービスについて、その受益者から一定程度の本人負担を徴収すること。使用料や手数料などが受益者負担の代表例とされる。この適正化により、特定の行政サービスを受けるものと受けない者との間での負担の公平性が図られる面もある。

＊人件費

歳出を性質別に分けた場合の1区分。特別職や議員の報酬、一般職の給料などが該当する。

た行

＊地方交付税

地方自治体間の財源の不均衡の調整と、最低限の行政サービス水準を確保するための財源保障を行うための制度。

＊地方分権

国と地方公共団体との関係を主従関係から対等・協力の関係に変える動き。平成12年4月1日に施行された地方分権一括法*が契機となった。

＊地方分権一括法

平成12年4月1日に施行された法律で、正式名称は「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」。国と地方公共団体との関係を従来の主従の関係から対等・協力の関係に改めるため、機関委任事務の廃止と事務区分の再構成、国の関与等の見直し、事務権限の委譲などを内容としている。

＊定員適正化計画

西東京市の職員数を適正に管理するための計画のこと。第四次定員適正化計画では、平成27年4月において正規及び再任職員1,007人、平成30年度には997人を目標としている。

＊特別会計

特定の歳入歳出をもって経理すべき、独立採算的な性格をもつ事業について、一般会計とは

区別して経理するための会計。

＊独立採算制

財貨またはサービスの対価として料金を徴収し、それにより新たな財貨またはサービスを再生産し、企業活動を続けていくこと。

は行

＊はなバス

既存のバスサービスではカバーしきれないニーズに対応する新たなバスシステムとして、平成14年3月から運行を開始した西東京市のコミュニティバス。公共交通空白地域を中心に、現在は市内5路線の運行を行っている。

＊ファシリティ・マネジメント

企業・団体などが所有または使用するすべての施設を対象に、そのあり方を最適に保つことを目的として、総合的・長期視点から企画・管理・活用する経営管理活動。

＊普通交付税

地方公共団体ごとに基準財政需要額と基礎財政収入額を算出し、基準財政需要額が基礎財政収入額を上回る地方公共団体に対してのみ交付される。その上回った額を「財源不足額」といい、普通交付税の交付基準額となる。

＊物件費

歳出を性質別に分けた場合の1区分。その性質が消費的なもので人件費、扶助費、補助費等に分類されないもの。委託料や、使用料、備品購入費、臨時職員の賃金などが該当する。

＊フロー・ストック

フローとは収益や費用などの損益状況をあらわすものであり、ストックとは資産や負債などの財産状況をあらわすもの。財政構造を多面的に分析するためには、フローとストックの両面からの分析が必要とされている。

＊法定外公共物

道路法や河川法といった法律の適用を受けないで、里道や水路に使用されている土地。もともと法定外公共物は国有財産で、財産の管理は都道府県が行い、修繕、補修、改良といった維持管理（機能管理）は市町村が行うという複雑な形になっていたが、平成17年4月1日から市町村へ譲渡され、市町村有財産となった。

ま行

＊マルチペイメント

地方公共団体及び収納機関と金融機関等とをネットワークで結ぶことにより、ATM、携帯電話、パソコン等の各種チャンネルを利用して公共料金等の支払いができるサービス。

*モニタリング

行政が、指定管理者によって適正かつ確実なサービスの提供がなされていることを確認し、かつ、行政の責任において指定管理者が提供する公共サービスの水準を監視（測定・評価）する一連の作業のこと。

や行

*有料広告

自治体の行政財産等を活用して民間事業者の広告を有料で掲載する増収策のこと。ホームページ、市報などの広報媒体や封筒などで有料広告を掲載することが多い。

ら行

*臨時財政対策債

国が地方交付税の配分に当たり、その財源である国税5税の不足分について、地方と折半することを趣旨として、発行可能額が国から示される地方債のこと。本来は地方交付税として国から交付されるべき額を借り入れることから、実質的な地方交付税であり、そのため元利償還金の100%が普通交付税の基準財政需要額に算入される。

*類似団体

「人口規模」や「産業構造」が同じような状況にある市町村のことで、総務省により類型化されている。都内類似団体は、八王子市・立川市・三鷹市・府中市・調布市・町田市・小平市・日野市・東村山市・西東京市の10市。



西東京市第4次行財政改革大綱

平成26年3月発行

編集・発行 西東京市企画部企画政策課

〒188-8666 東京都西東京市南町5-6-13

電話 042-460-9800（直通）